

平成30年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成30年6月12日(火)

東洋町議会

余 白

平成30年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 平成30年6月12日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (9名)

議長	西岡 尚宏 君	副議長8番	福島 登 君
1番	平山 照生 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	武山 裕一 君
5番	小野 正路 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
総務課長補佐	築地 仲音 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 小松 熙 君 4番 武山 裕一 君

平成30年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成30年6月12日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 発議第4号 田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案
- [日程第4] 承認第2号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 承認第3号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第6] 承認第4号 専決処分事項「平成29年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 承認第5号 専決処分事項「平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 承認第6号 専決処分事項「平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて

- | | | |
|----------|--------|---------------------------------------|
| [日程第9] | 議案第28号 | 東洋町縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| [日程第10] | 議案第29号 | 平成30年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第11] | 議案第30号 | 平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第12] | 同意第2号 | 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| [日程第13] | 報告第1号 | 平成29年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| [日程第14] | 報告第2号 | 平成29年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 |
| [日程第15] | 報告第3号 | 権利の放棄について |
| [日程第16] | 議会報告 | 津野町先進地視察研修報告 |
| [追加日程第1] | 発議第5号 | 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案について |
| [追加日程第2] | 発議第6号 | 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について |

議事のでんまつ

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより、平成30年第2回東洋町議会定例会を開会します。</p> <p>(開会時間：9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例2件、専決処分事項補正予算3件、条例1件、補正予算2件、人事1件、報告4件、発議1件の計14件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成30年2月から4月分の例月出納検査の結果報告について、お手元に配布のとおり提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣1件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日、平成30年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各</p>

位におかれましては、大変ご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会での提出案件でございますが、専決処分事項の承認案件5件、平成30年度の補正予算案2件、条例の廃止案件1件、人事案件1件、その他の報告事項3件を含めまして、合計12件となっております。適切なご審議とご決定をお願いを申し上げます。

提案理由に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

平成29年度の決算見込みについてでございます。

平成29年度の各会計の決算見込みについて、ご報告申し上げます。

一般会計と住宅新築資金特別会計とを合わせました、普通会計ベースでは、歳入歳出決算は、翌年度へ繰越すべき財源として、5980万円を除きますと、実質収支額は、1770万円余の黒字となる見込みとなっております。

また、29年度末の普通会計での基金残高でございますが、普通交付税、特別交付税の減少によりまして、財源不足の調整のため、2億900万円の基金取り崩しを執行いたしております。ふるさと納税などを含む基金への積立額は、6300万円でございます、差し引き実質1億4600万円減の残高7億8200万円となっております。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となる見込みでございますけれども、介護サービス事業特別会計と国民健康保険事業特別会計では、本年度も法定外繰出として、一般会計から赤字補填している状況でございます。

住宅新築資金特別会計での前年度繰上充用金は、2億8100万円余と減少してきております。税などの公債権の取組み強化の効果が、私債権の回収につながっていると考えているところでございます。

次に、海の駅の収支見込みについてでございます。

海の駅の平成29年度、1年間の収支見込みについて、ご報告申し上げます。

売上総額は、物販・食堂部門を合わせまして、1億6700万円、前年度より950万円の減額となっております。レジ通過者では、17万8888人、前年度より1万864人の減となっております。

再建後、売上も利用者数も着実に伸びてきておりましたけれども、29年度は、初めての減額減少となっております。

その要因でございますけれども、物販売上金額の4割強が鮮魚が占めている状況に変化はございませんけれども、台風の襲来などによる鮮魚関係の売上の減少が最も影響していると分析しております。収支決算では、710万円余の黒字見込みとなっております。また、現在の出店者数の割合でございますけれども、町内者56パーセント、町外者44パーセントとなっております。その売上金額での割合では、それぞれ77パーセントと23パーセントとなっているところでございます。

続きまして、29年度ふるさと納税についてでございます。

本町のふるさと納税への取組みでございますが、平成27年度までの219万円から、28年度では7400万円、29年度は9485万円と伸びてきているところでございます。

当初の目標としておりました1億円には届いておりませんが、総務省からの通達などもございますけれども、地元業者のがんばりと取扱業者の掘り起こしも必要と感じているところでございます。また、さらなる創意工夫といえますか、新たな企画も必要、と考えているところです。

続きまして、債権整理についてでございます。

平成28年の12月定例会で可決をしていただきました債権管理条例に基づきまして、税などの公債権だけではなく、私債権の整理にも取り組んできたところでございます。

今議会には、私債権であります、水道料金と住新貸付金の一部につきまして、債権管理条例第15条の規定によりまして、初めて権利の放棄をした事案を議会に報告させていただくこととしております。

庁内で回収債権などを検討・整理をいたしまして、条例規則に定める手続きに則り、法的措置の最終手段として、権利放棄の判断に至った事案を報告するものでございます。

今後も順次、管理条例の規定に基づき、住新貸付金などを主体とした滞納私債権の整理・縮減を適正に進めて参りたいと考えております。

人口減少とともに、連年、地方交付税総額が減額される情勢下でございます。

政策的経費の捻出に苦慮している、厳しい行財政運営が続いております。債権整理につきましても、財政的に自主財源の確保に直結しているわけでございますので、今後とも議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

以上で、簡単でございますけれども、本定例会での行政報告とさせていただきます。

(西岡 尚宏議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定

議長

議会運営委員長

により、3番、小松熙君、並びに4番、武山裕一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

(高島 俊彦議会運営委員長)

平成30年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月8日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日12日から6月15日金曜日までの4日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日12日の本会議散会後から議案審査のため休会、15日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。

議案質疑及び一般質問の通告期限は、ともに13日水曜日、午後5時までとする。

以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月15日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

(異議なしの声あり)

よって、会期は、本日から6月15日までの4日間と決定しました。

日程第3、発議第4号、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案についてを議題とします。

まず、7番、田島毅三夫君。

本件についての弁明は、いかがいたしますか。

(議席より、弁明をさせていただきますと発言あり。)

わかりました。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(7番、田島 毅三夫議員退場)

この件については、議会運営委員会に諮っておりますが、7番、

田島毅三夫君に弁明の機会を与えるが、政治倫理審査会の審査結果に対する弁明とし、審査請求結果（１）、（２）の１、（２）の２、（３）の４件に対し、それぞれ弁明を行うこととする。

次に、この件については、政治倫理審査会の総意を議長発議として提出するものであるので、提出者の議長に対する質疑は行わない。

次に、この発議について、討論を行う。

次に、この発議の採決方法は、起立により行う。

以上のとおりで、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

本件については、議長発議として、私からの提出となりますので、提出理由を説明いたします。

東洋町議会議員政治倫理条例第１４条第１項の規定に基づき、田島毅三夫議員発行の議会活動報告第３４号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案を提出いたします。

提出者は、私、東洋町議会議長、西岡尚宏であります。

それでは、本案の提出に至った経緯について説明いたします。

田島毅三夫議員は、議会活動報告第３４号と称するビラを不特定多数の町民へ配布しているが、この記事の内容には、事実と反する記事が掲載されていると思われ、東洋町議会議員政治倫理条例第３条第１項第８号事実に基づかない発言と情報提供はしないことに反する疑いがあるとして、４月２０日付けで高島俊彦議員から議長宛に審査請求書が提出され、直ちに、同条例に基づく政治倫理審査会を設置し、審査したところであります。

なお、政治倫理審査会は、田島毅三夫議員に、平成30年5月14日開催の政治倫理審査会へ出席のもと、弁明の機会を与えましたが、田島毅三夫議員はこの会議を欠席し、弁明を放棄しております。

それでは、政治倫理審査会からの審査結果報告書に基づいて、その審査結果を報告いたします。

配付資料の2ページからご覧ください。

まず、審査請求1についての審査結果を報告いたします。

田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するピラには、12月議会で町長から執行機関の長として、議会組織に対し事実の再確認を求めるとともに、毅然とした、何らかの田島議員への対応措置を本日、直ちに要請するという、前代未聞の命令が発せられ、懲罰処分されたと掲載されている。

これは、平成29年12月6日に、当時、妊婦であった町職員に対し、田島毅三夫議員は、この汚い女がと暴言を発した事件の報告を受けた松延宏幸町長が、平成29年12月議会最終日の冒頭に発言した内容の一部である。

しかし、この記事内容には、明らかな虚偽記載が存在する。

その理由として、①地方自治法上、町長が議員に対し、懲罰を科することができる規定は存在しない。②松延宏幸町長からの報告は、東洋町議会議員政治倫理条例第2条第2項に基づく、議員倫理の確立に協力する立場からの発言であり、田島毅三夫議員へ懲罰を科するための命令ではない。③田島毅三夫議員に対し懲罰を科したのは、地方自治法第135条の規定による、福島登議員提出の発議第17号田島毅三夫議員に対する懲罰動議による審議結果である。

このように、松延宏幸町長からの報告と田島毅三夫議員に懲罰が科されたことは、本来であれば、切り離して記事にするべきものを、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するピラでは、松延宏幸町長からの報告の一部を利用して、田島毅三夫議員自身に科せられた懲罰案件を結びつけて、町長命令によって懲罰を科されたなどとする虚偽の内容を掲載している。

田島毅三夫議員は、町民を代表する議員でありながらも、政治倫理条例の条文解釈と本会議における議案の取り扱いについて、条例や関係法令を十分に理解しようとしないうえ、このような虚偽内容を掲載して町民へ配布したのである。

以上のことからすれば、この内容は、虚偽記載であり、虚偽の内容を掲載したピラを町民へ配布したことは、条例第3条第1項第8号の事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断した。

次に、審査請求(2)の①についての審査結果を報告いたします。

田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するピラには、私には、議会表彰についての議会からの通知は全く無く、12月議会で町長より初めて聞き、びっくり。と掲載されている。

これは、本町議会が、高知県町村議会議長会から全国町村議会議長会表彰の推薦を受けたことに関するものである。

しかし、この記事内容には、明らかな虚偽記載が存在する。

まず、私には、議会表彰についての議会からの通知は全く無くとある。

しかし、これは真実ではない。

その理由として、①全国町村議会議長会表彰の推薦について

は、平成29年12月7日の議員全員協議会で議題として上がっており、当時の今宮議長が報告している。②その議員全員協議会で配布された資料には、全国町村議会議長会表彰の推薦についての件が掲載されている。③この日、田島毅三夫議員は、議長の許可なく、会議の途中で無断退席している。また、退席する際に、この資料を持ち帰っている。

このように、田島毅三夫議員だけに知らされなかったのではなく、それを知ることができたはずの田島毅三夫議員は、町民を代表する議員でありながら、会議途中に無断退席したことで聞くことができなかったことが真実であり、会議終了まで、議員としての責務を果たし、審議に参加していれば、当然のごとく知ることができたわけである。また、資料も持ち帰っていることから知らされなかったということは言えない。

次に、12月議会で町長より初めて聞きとある。

しかし、これも真実ではない。

その理由として、松延宏幸町長が全国町村議会議長会表彰の推薦について発言したのは12月議会ではなく、平成30年1月30日の平成30年第1回臨時会のあいさつの中である。

以上のことからすれば、これらの内容は、虚偽記載であり、虚偽の内容を掲載したピラを町民へ配布したことは、条例第3条第1項第8号の事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断した。

次に、審査請求(2)の②についての、審査結果を報告いたします。

田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するピラには、⑥さらに、その辞職勧告案提出は、自治法第112条の

1項の議会開会中でなければいけない（判例）」に反した議会開会前の12月5日であり、無効だと反論したところ、問題はないと猛反発され、弁明拒否の上、発言禁止処分にされ、予定していた質問・質疑を全て中止させられたのです。と記載されている。

これは、田島毅三夫議員が高知県町村議会議長会に対して、本町議会の全国表彰推薦を取下げようと、再審査を求めるために、7つの理由をもって、異議を申し立てたとする内容の一部である。

しかし、この記事内容は、明らかな虚偽記載が存在する。

まず、議会開会前の12月5日でありとある。

しかし、これは真実ではない。

その理由として、①田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案を審議したのは、平成29年第4回定例会の12月議会ではなく、平成30年第1回定例会の3月議会である。②議会開会前の提出を指す田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案が議長へ提出された日は、平成29年12月5日ではなく、平成30年3月5日である。

このように、議会開会前の12月5日ではなく、議会開会前の3月5日である。

次に、審査の結果において、この記事内容は、平成30年3月7日の平成30年第1回定例会の3月議会でのこととなる。

2月27日の議員全員協議会の会議録を確認すると、田島毅三夫議員が高知県町村議会議長会へ本町議会の全国優良表彰推薦について、撤回要求及び理由を送付した日は2月5日とある。

このことからすれば、田島毅三夫議員が本町議会の全国優良表彰推薦を取下げようと高知県町村議会議長会へ異議を申し立て

たのは、2月5日であることから、3月7日の3月議会中のことを再審査の理由として挙げることは不可能であり、時系列的にもつじつまが合わず、矛盾していることは明らかである。

以上のことからすれば、これらの内容は、虚偽記載であり、虚偽の内容を掲載したビラを町民へ配布したことは、条例第3条第1項第8号の事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断した。

なお、平成30年3月議会で提出のあった田島毅三夫議員辞職勧告決議案を田島毅三夫議員は意図的に平成29年12月議会にすり替えて記事にしているとの主張については、意図的に掲載したという客観的な証拠や根拠が示されていないことから、単に、勘違いしたものと判断した。

最後に、審査請求(3)についての審査結果を報告いたします。

田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラには、住民代弁を忘れ町長の僕になった議員？などと掲載されている。

この内容が、掲載されている記事によると、田島毅三夫議員以外の8名の議員は、町長の僕となって、定例会ごとに田島毅三夫議員に対する妨害・迫害をしているなどという内容である。

また、その続きには、①町からし尿の汲み取りを認可されている議員②焼き場の管理を委託された議員③勤める親会社が町の公共事業や施設管理を請負っている議員が2。④町から各種補助金を得ている特用林産組合の役員及び芸東森林組合の理事長を務める議員⑤息子が町臨時職員に採用された議員などと掲載されている。

これは、6名の議員と町との関係を具体的に示して、この6名

の議員と町長は利益共有しているから町長には逆らえず、町長から指示あれば、町長の僕として動かざるを得ないという内容である。

これらは、複数の町民から聞いたとする例えの話として掲載しているが、質問妨害の本当の理由と題していることからすれば、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するピラでは、本当の話として掲載していることは明らかである。

しかし、町長と各議員が利益を共有して行政を私物化しているとする裏付けや証拠、実例は、一切、掲載されていない。

東洋町議会基本条例第3条第5項には、議員の発言は、事実に基づかなければならない、第6項では、議員は、町民に正確な情報を提供しなければならぬと明記されていることから、これが真実であれば、その根拠を示して掲載すべきである。

この件について、政治倫理審査会では、議員政治倫理条例第9条に基づき、事実確認をするために、発行責任者の田島毅三夫議員に対し審査会への出席を求め事情を聴取することに決定した。

しかし、田島毅三夫議員は、正当な理由もなく、平成30年5月14日開催の政治倫理審査会への出席を拒否したため、事情聴取はできなかった。

このため、この内容が真実であると言ふことの立証は、困難であり、田島毅三夫議員以外の議員が町長の僕となった事実の存在を証明できるものはなく、田島毅三夫議員の主観的で一方的な見解のなかでの議員を誹謗する内容でしかないと判断した。

田島毅三夫議員自身が、立証責任を有するピラの発行責任者であるにも関わらず、条例第10条の規定に反する行為をしてまでも事情聴取に応じなかったのは、この内容が真実であるという根

拠はなく、単に、各議員と町との業務上の関係を示しただけをもって、町長と各議員は利益を共有しているから各議員は、町長の僕であるという作り話を掲載しただけである。

以上のことからすれば、これらの内容は、虚偽記載であり、虚偽の内容を掲載したビラを町民へ配布したことは、条例第3条第1項第8号の事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触すると判断した。

以上が、審査の結果であります。

次に、田島毅三夫議員の審査会への協力義務に反する行為の事実について報告いたします。

条例第10条第1項では、審査対象議員は、審査会から会議への出席、または、調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならないと明記されている。

審査対象議員の田島毅三夫議員に、平成30年5月14日開催の政治倫理審査会へ出席のもと、条例第9条に基づく、事情聴取のための出席を要請したが、正当な理由もなく会議を欠席し、事情聴取を拒否した。

このことは、条例第10条第1項に規定する審査対象議員の審査会への協力義務に反する行為であり、同条第2項の規定に基づき、その事実をここに公表する。

このように、田島毅三夫議員発行の議会活動報告第34号と称するビラ内容の一部については、条例第3条第1項第8号に規定する事実に基づかない発言と情報提供はしないことに抵触する記事が確認されたばかりでなく、条例第9条に規定する事情聴取も拒否した。

これらの行為は、条例第10条第1項に規定する審査対象議員の協力義務、条例第7条第5項の規定に基づく政治倫理基準に反し、政治的、または、道義的に、重大な責任があるとして、田島毅三夫議員発行の議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告が妥当であると全会一致で決定したと報告を受けた。

この報告事項を尊重し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、条例第14条第1項の規定に基づき、田島毅三夫議員に対する措置を求めるものである。

よって、田島毅三夫議員は、事実誤認の内容が掲載されているビラの回収とそのビラを配布した住民へ謝罪するよう勧告する。

以上、決議する。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島 毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許しますが、政治倫理審査会の審査結果に対する弁明とし、審査請求結果(1)、(2)の1、(2)の2、(3)の4件に対し、それぞれ弁明を行うこととしますので、審査請求結果1から一つずつ弁明をしてください。

ただし、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えては

	<p>ならないことになっておりますのでご留意ください。</p> <p>7番、田島毅三夫君、まずは、審査請求結果（1）について、弁明を始めてください。</p>
7番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>【議長権限により、発言取消】</p>
議長	<p>（西岡 尚宏議長）</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>ちょっと待ってください。</p>
議長	<p>（西岡 尚宏議長）</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>【議長権限により、発言取消】</p>
議長	<p>（西岡 尚宏議長）</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>じゃあ、お聞きしますが、12月議会の時に、私が弁明しようとしたら</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それは</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>発言のあったか、なかったかだけを弁明してくださいと。 それ以外の説明は認めませんと。 こういうことがありましたね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そのことについて、弁明しようとしたところが、それ以外の今言う事実のあったか、なかったかだけの確認は認めるが、それ以外は、説明も一切しませんと。 こういう弁明がありました。 そのことを、もう一遍思い出してください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>前議長のことです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の発言は、本人が取り消さないので議長権限で取り消しま</p>

7 番議員	<p>す。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今回の問題は、過去からの処分請求事案の延長線上にありましてね、同等の問題なので、その仕組みを少し説明させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今言うたように、審査結果 1 についてから、順番に 1 つずつ 4 つやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>公平、公正な議会であればですね、虚偽理由によって処分されようとしている議員が、自信の名誉と人権を防御するために、正当な手段としての弁明をしようとするのに、なぜ妨害をするのでしょうか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは全然、今言いよることは、この審査結果(1)について</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そこは、説明していくんです。</p> <p>(議席より、議長と声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>お黙りください。</p> <p>(議席より、議長と声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島議員。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>かまいませんか。はい。</p> <p>議長の今回の項目ごとの弁明の要求しているのは、放送を聞いている住民がわかりやすくするための措置だと思います。</p> <p>議長のとおり弁明していただくよう、議長の方からも、もう一度、対象者に指示をお願いしたいと思います。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あのね、はっきり、これだけ覚えとってください。</p> <p>この議場での議会という議員が、議場での発言については、これはもう憲法で定められた最高規範であります。それ、こういう、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>待ってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議場というのは、決まりがありますので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それぐらいのことは言わしてくださいよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それぐらいのことやないでしょ。</p> <p>(1) からちゃんと弁明しないのであればまた別、弁明するんでしょう。(1) から順番にやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは弁明、順に追って弁明さしてもらいますけど、これはね、議長、先ほどの何、混乱しましたので、それを合わせるのが非常に難しいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>どこから言おうか、そのあなたのあれに対して、うちの書いてきたんとちょっと順序が違うちよるんよ、ほら。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番目は、12月議会で町長からの執行機関のところですよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まず、1点目に1つ指摘しておりますが、このあれが何月ですか、5月の14日でしたか。</p> <p>聴聞会をとるから来てくれという通知がありましたね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは田島さん、関係のないことでしょう。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違うんよ。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>違うことはありません。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>待ってください。聞いてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手な発言は、やめてください。注意します。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その時に私は、欠席をしたと言われたから、そうではないということから弁明に入ります。</p> <p>これやったら、かまんでしょ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それはいきません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんで。あんたが嘘を</p> <p>(議席より議長と発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>平山君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私は、欠席なんて、していないんです。ちょっと待ってください。</p>
1 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>今の弁明の話は、町長が議員に、命令した、せんのあれなんで、それについてのみ弁明さしてください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今言う、ちょっと待って。</p> <p>議長が、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>今言うたように、(1) からについて弁明をしてください。</p> <p>ちゃんと弁明する、今、説明したでしょう。</p> <p>1 2 月議会に町長からのところからです。</p> <p>それ以外の勝手な発言はやめてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>勝手じゃありません。</p> <p>自分の筋を通して</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手じゃないことないです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうして、こう、ちゃんと、かみ合わんのかなあ。</p> <p>結局、私は、5 月の 1 1 日に</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あまり勝手なことを言われれば、発言禁止になりますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>5月11日に、このことに関して、17ページに渡る、うちは弁明書を送ってあります。</p> <p>しかし、あなた達は、これを</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩時間：9時48分)</p> <p>(弁明中、田島毅三夫議員から5月14日開催の政治倫理審査会での弁明の機会を付与する通知は来なかったということで、その通知の控えを確認したところ、田島毅三夫議員に対しては弁明の機会を付与する旨の通知がなされており、田島毅三夫議員もこれを認め撤回した。)</p> <p>再開しますので。</p> <p>(再開時間：9時52分)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩時間：9時48分)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【議長権限により発言取消】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【議長権限により発言取消】</p>

議長	(西岡 尚宏議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) はい。
議長	(西岡 尚宏議長) その付けたように、大きな声やなかったでしょう。 ちゃんと説明をしたでしょう。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) ほんなら、テープ聞いてくださいよ。 ほら怒声含んだ厳しい声でしたよ。
議長	(西岡 尚宏議長) そんな、事実に基づかないことをここでまだ言うようでしたら 発言禁止にしますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) それは、あとで指摘してください。 今、弁論中ですから。
議長	(西岡 尚宏議長) あとで指摘してください言うて、嘘は私は認めませんので。
7 番議員	(田島 毅三夫議員)

<p>議長</p>	<p>いちいち、そういうことを言うたら、話が前へ進みません。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の、田島さん町長が大声でというものを撤回してください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、ほな、確認、テープ確認してください。</p> <p>2つめです。</p> <p>田島が</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>撤回をしてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、今言う、テープを聞かなければ、私は撤回できません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、みんな、ほやけんど、皆さん議員は大声だと思いませんか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>テープ</p> <p>(議席より議長と声あり)</p> <p>ちょっと待ってください、私の</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>平山議員。</p>
1 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>田島議員は、議長の指示にあんまり従わんのですけど、あまり従わなったら、会が進んでいかないので、場合によったらここでもう一遍休憩して、それなりの措置を考えたいと思います。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長、そういうことであれば、休憩取ってテープ聞きます一緒に、ね。ほんなら、一番ようわかる。</p> <p>それは、一旦、ほれは置いちょきます。それは置きます。</p> <p>問題、宿題として、置いちょいて。</p> <p>2 つ目、田島は汚いおなごと一言も発言していないと。</p> <p>私は、27 日の日の協議会で、冒頭で明言してあります。のに、町長が調査の聞き取りもなく、いつ、どうやって、確認できたのか。</p> <p>その私がそう言ったというね。</p> <p>(議席より議長と声あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p> <p>(議席より、順番にやってもらってくださいと発言あり)</p>

7 番議員	<p>いやいや、全然違う方向へ行きゆうき。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、今言う、町長に。</p> <p>何を言うてるんか、あんた。</p> <p>(議席より、何を言うとかちゅうわねと発言あり。)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>・・・・・・ではないでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>請求権はないということに対して、今、弁明、反論しゆうわけやき、ね。それは、ちょっと聞いてください。</p> <p>田島の言い分も主張もまったく聞き取りをしていない</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>言うたでしょ、12月議会で、町長から執行機関の長として、議会組織に対し、事実の再確認を求めるとともに、ここの毅然とした態度で、ここのことですよ、</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そうよ、それを言よるやか、ほやきに、ね。どういたが、どいてわからんの。そのことの反論をしよる、弁明を</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どいてわからんのやない、あんたが、わからんのんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>自分の主張を言よるわけよほら。</p> <p>そうではないと、町長は、そう言いよるけどそうではないと</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自分の主張を言うんではなく、そのことに対しての弁明をしてくださいという、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なあ、弁明とは元々、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ以上言うなら発言禁止にしますよ。</p> <p>あまり言うこと聞かんのやったら、そら、ちょっと、おかしいんやないですか。議場の決まりがあるのに、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明とは元々、議長、弁明とはなんですか、元々、それから定</p>

<p>議長</p>	<p>義してくださいよ。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、前回議会も何回も私言いました。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どんな言うた。</p> <p>ほやきに、そういうふうに、これは、どうしても言わしてもらいますよ、これは。</p> <p>そういうふうに、していないのに、田島はそういう暴言を吐いたと言うことをね、なぜ、町長は、そう、議会に対して、執行部の長として、議会に対して要請したのかということの問題しているんです。</p> <p>(議席より、議長と声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>今言いよるのはね、町長の発言についての反論だけであって、田島議員が、なぜこのことを34号に書いたのかという、自分の動機とか、意思とかの、結果、ことについて言われておらるので、自分の動機とか意思を言うことが弁明なので、それを言ってもらってください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>町長には、議会への処分請求権はないということに対する反論をしているんですよ、あなた達は。ね、私がそう書いたことに対して。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、そのこと言うて、ひとつも噛み合いませんので、続いて審査結果の(2)について弁明を求めます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>審査結果の(2)。</p> <p>町長は、議員倫理の確認、協力する立場から</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>違う、違う、(2)というのは田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>私には、議会表彰についての議会からの通知はまったくなく、</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ああ、それか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1 2 月議会で、町長より初めて聞きびっくりというところ です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは、けんど、だいが先の話やね、その間に、ようけあるの に、なんで反論ささんのですか。</p> <p>えっと。ほんまに、こら。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、反論じゃないですよ。</p> <p>弁明ですよ。</p> <p>そっから、おかしいんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、弁明というのはね、自分の正当性を訴えるのが弁明です よ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、田島さん、自分の理論はいいですから。</p> <p>始めてください。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>2 番の、私には、議会表彰についての</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議会通知がなく、議場で初めて知ったということですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい、はい、はい。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議会表彰の通知はなかった、町長発言で知ったことは、虚偽だとして聴聞理由の一つに挙げられておりますが、次、下に、12月7日の協議会を田島議員は、私は、ごめんなさい、その下に12月7日の協議会を田島議員は退席したが、他の議員は全員聞いている要旨というとおりに、協議会開催宣言前に、汚い女と言ったのかと、あなた達多数から私は猛抗議を受けたんですね。覚えてますか。</p> <p>これは、まだ、会議前やったんですよ。</p> <p>協議会が開かれる前、私は席に着くか、着かないかの間にそういう話がありました。</p> <p>複数議員から大声で問責されたため、絶対に言っていないと反論したが、こうした虚偽が、既に、議会全員に周知されていることを知り、これではいつもの通り、言っても無駄な紛糾が予想されたため、反論して席を退席したのであります。</p> <p>その時の議事次第のその他の1には、これは、入っちゃったかな、全国町村議会表彰については、全国町村議会表彰についての件が掲載されて、記載されておりますが議会からは、12月7</p>

	<p>日の協議会において、受賞内容や全員賛成で受賞が決定したとの報告などは受けていません。私、先に出たんですからね。会が始まる前に、出てるんですから、それは受けていません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、それは、自分が聞くべきことでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや違わあ、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自分が聞かないで、知らん言うのは、おかしいでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ聞いて、弁明をさしてくださいよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、いや、弁明になってないから、自分のその何ばかりやきん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いちいち、ほう言うて、言いよったら、話が前へ進まないでしょう。</p> <p>言うた後で、ひとつひとつ終わって、一問終わった後で、ほんなら反論してください。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、それは弁明やないです。</p> <p>弁明して、それを反論するのは、おかしいです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。</p> <p>妨害しよんのと一緒ですよ。</p> <p>町議会が倫理条例や基本条例を定め、そのため、私は、県議長会に聞き合わせました。</p> <p>その結果、まあ、倫理条例や基本条例を成立させた</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、関係のないことです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違うんよ、それを言わんと説明ができません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう田島さん、もう本当に、言うことを聞いてちゃんとやってくれんやったら、発言禁止にしますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どういう</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>何回も注意してますんで。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうして弁明を正当に、この自分の弁明をささないんですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、弁明じゃないやないですか。</p> <p>ちゃんとその、表彰について、初めて聞きたいところやりよるのにやね、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>初めて聞いたんですよ、あの時。</p> <p>あの時は、うちは聞いていないんですよ。</p> <p>聞かんずつに、出てるんですよ。</p> <p>ただその書類の中に、そういうことは出てた、詳しいことは載ってなかったんですよ。</p> <p>詳しい、その、今言う、経緯、どういう理由で、表彰を受けるかということは載ってなかったんです。</p> <p>だから、私は、知らぬまま、そのままになって、町長は報告してくれた時に、ああそういうことか、ということがわかったということの説明したんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員、田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>すみませんが、自分が勝手に、議長の許可もなく出て行って、それを正当化するのは、おかしいんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長の許可</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、自分の責任でしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう議長、手を挙げて言ってください。</p> <p>あの議長、そう言いますけど、あれはまだ会議前なんですよ。</p> <p>会が開かれておれば、テープが取られておれば、ほんでうちはその確認するために、テープの開示を求めたが、まだ会議前であったからテープは取っていませんという返事がきました。</p> <p>そういう状態の中</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>会議前じゃないです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう状態の中で</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、田島さん。</p>

	<p>その件、もう（３）に移ってください。</p>
7 番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>あーほんまに</p>
議長	<p>（西岡 尚宏議長）</p> <p>ひとつも進みませんので。</p>
7 番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>こんなことで、本当に一身上の弁明ができますか、これで。</p>
議長	<p>（西岡 尚宏議長）</p> <p>弁明になってないじゃないですか。</p> <p>あなた自分の言う理論ばかりで。</p>
7 番議員	<p>（田島 毅三夫議員）</p> <p>どうしてですか。</p>
	<p>（議席より、議長と声あり）</p>
議長	<p>（西岡 尚宏議長）</p> <p>続いて。</p> <p>はい。</p>
1 番議員	<p>（平山 照生議員）</p> <p>今の話聞きよったらね、その時の事柄を説明しよるだけで、そ</p>

7 番議員	<p>の後、どうしてそういう経緯になったという説明がないので、そこを説明させてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今だから、理由がわからん状態で、ね、まだ会が始まる前に退席したから</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議員の質問に対して、あなたが答えるのは、おかしいんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんなら、あっちを手挙げてから、指名してから言わせてくださいよ。</p>

議長	(西岡 尚宏議長) 指名したじゃないですか。
7番議員	(田島 毅三夫議員) ほら聞こえなかった。
議長	(西岡 尚宏議長) 聞こえない、そら、あなたの耳が悪いんじゃないですか。
7番議員	(田島 毅三夫議員) 手挙げて、はい、平山議員で
議長	(西岡 尚宏議長) それでは、(2)の2に移ってください。
7番議員	(田島 毅三夫議員) こんなことでね、これが通りますか、こんな弁明で。 (2)の2の、もういっぺん言うてください。うちの番号と違 うてます。 (議席より、3の2じゃないのではと発言あり)
7番議員	(田島 毅三夫議員) (3)の2、2の2どっち。
議長	(西岡 尚宏議長)

	<p>(2) の2です。</p> <p>(議席より、3の2と発言あり)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>前のんと違うちょんのよ、今日もうたんと前のんと違うんよ。</p>
7番議員	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、さっき一緒に色々言いましたんで、(3)に移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>題名を言うてください。</p> <p>ちょっと、その題名に合わさんと、ちょっと、番号ではわからん。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>題名には、こうやって書いてきちゅう。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>いやいや、けんど、それがほのほら、前にもろうちよったやつと違うんよ。あなたたちの言うてる番号が。</p> <p>懲罰動議の提出期間ということか。違う、これじゃないな。</p> <p>議員は、町長の僕。どこ、言ってください。</p> <p>ちょっと説明してください。</p> <p>自分もわからんのやないか。</p> <p>議員が町の利益を受けているということ、それとも、審査会、聴聞に対する申立理由。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>(2)の2をやりますか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>(2)の2、もう一遍、題名を言うてくれと言いつう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>(2)の2は、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>内容、かいつまんででえい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その辞職勧告提出は、自治法112条の1項に議会会期中でなければならないというところです。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>ああ、それか。</p> <p>これは確かに言われたように、日付を間違っと思ったということは、私がこの前段の5の④で説明をしようと思っただけ、あなたはさせんから、その今言う、その、私が日にちを間違っったという12月5日というのが、その30年1月30日の臨時会だったという間違いについては、これは、私も再精査した結果、確かに間違っていました。</p> <p>この日にち間違いについては、謝罪もし、撤回もしたいと思います。</p> <p>ただ、内容についてはね、請求者主張のように、改ざんや虚偽は絶対にありません。このことを言っておきます。</p> <p>それから、あの時に議長は、こう言われましたね。私はそのことを、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの時に言うやなく今の</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はいはい。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>さっき言うたのは本当の弁明で、良かったと自分は思いましたけどね。そのあとが出だったら私も</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>補足、補足、補足。</p> <p>あれは3月議会でしたね、3月議会の時に、うちが、議長、その今言っている。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>また関係のないことを言っておりますので、次の3に移ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違う。</p> <p>それだけのでは弁明にならないと、あの時、私が、今言う、ミスの問題、ミスというか日にちの、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>止めても止まらん時は、もう何回目の注意ですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>10 回ぐらいやないかね。ほんまにもう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>まだ10 回も言うてないけど。</p> <p>(3) の弁明を始めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これは、皆さんよう聞いちよいて、住民の皆さん、よう聞いちよいてください。</p> <p>こういう妨害を受けているんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>妨害じゃないでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>妨害でしょう。</p> <p>(議席より、議長、暴言ですと発言あり)</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>妨害でしょう。言わさんのやきに。</p> <p>(議席より暴言ですと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>正当な弁論をさせないんですから。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の妨害という言葉は、撤回してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その後、もう一つ、何言わ</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、そのあとじゃないです。</p> <p>その妨害という言葉の撤回を求めます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>迫害ですか、ほんなら。</p>

議長	(西岡 尚宏議長) え。
7番議員	(田島 毅三夫議員) 迫害ですか、ほんなら。 何ですか、止めているんですよ。
議長	(西岡 尚宏議長) 撤回をしてください。
7番議員	(田島 毅三夫議員) ちゃんと私は、こういう文書を書いてきてるんです。 ね、ほんで、それを説明しよう
議長	(西岡 尚宏議長) 迫害まで言うたんですよ。
7番議員	(田島 毅三夫議員) 妨害と言うたんです。
議長	(西岡 尚宏議長) 妨害、そのあと迫害と言うた。
7番議員	(田島 毅三夫議員) まあ言いました。 妨害でなければ、迫害ですかと聞いたんです。

	<p>ほやきにね、結局、ようするに、しっかりと正当な弁明をさして くださいよ、ほら。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>正当な弁明をしてるじゃないですか、さっきの(2)の2が本 当の正当な弁明ですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>自分が</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自分本位の弁明は弁明じゃないです。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>自分本位の弁明をするのが弁明でしょう。 こんな人の正当性を訴えるのは、弁明じゃありません。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1番、平山君。</p>
1番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>一遍、休憩をください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>ほんま、休憩取ろう、ほんま、休憩取って</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、もうついでに、ちょっと待ってください。</p> <p>続いて、審査請求結果の(3)について、弁明をしてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>審査結果の(3)。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>僕のところです。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【議長権限により発言取消】</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>措置を求める。</p>

議長	<p>要請すると言うたね。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【議長権限により発言取消】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>まあ、話を聞きなさい。</p> <p>行政庁の長が、議会に対して、そういう要請をするということ はね、これはできない、ほういうことは、法に決まっているかど うか、まだ調べてませんけれども、ちょっと越権行為なんですよ、 ね。</p> <p>議会が別組織なんですから。</p> <p>そういうことをするという、そして、それを受けて、即、 議員が、議会が動いたでしょ。</p> <p>私は、そこを問題視してるんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>はい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここへ書いちゃあるように、執行部と協議の上、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほうよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いうて書いちゃあるでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違うんですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>こんな事実は、全然ないんで、こういうことは、撤回してもらわんと、これは困ります。</p> <p>(議席より、協議してないと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>協議がなければ、あの事実をどうして事前に知ったんですか。</p> <p>私は、議会へ来て、議場で初めて聞いたんですよ。ね、町長のあのまあ、げきよくとうちは取ったぐらい、厳しい申し渡しでしたね。</p> <p>それを議場で聞いたんですが、あなた達は、もう既に聞いてい</p>

<p>議長</p>	<p>て、終わるなり、はい、と手を挙げて請求書を出したでしょう。弁明の。議員何人おられたかわかりませんが。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>既に聞いていたんじゃないかと、全協で話したんですよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、そういうことを事前に、私は、全然聞いてないんですね。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それは、あなたが全協に出てこなかったからでしょう。そんな自分の都合のええことを</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いや、いや、いや、それならそれで、何で、事前に、私に知らせてくれないんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、田島さん。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう弁明をせんのやったら終わりますよ。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいや、しますよ。</p> <p>まだ、ようけありますもん。</p> <p>ほやきに、今言う、ほんで、途中で止めないでください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>途中で止めないで言うて、へかへ行ったら止めんといきません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うちは、その弁明をしよるんやきに。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それが、弁明になってないから言うんです。</p> <p>もう田島さん、本当に、もうちゃんと従ってちゃんとやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう、これ飛ばしましょうか。</p> <p>どうですか、駄目ですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう飛ばしますよって、もう一つしかないですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう一つは、なんやったかな。もう一つは。</p>

議長	<p>(僕と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう一つ、今言うたじゃないですか、僕のところです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これだけのことか。</p>
	<p>(議席より、これだけとはなんと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これだけじゃないでしょ、まだあとにあるんでしょ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、いや、それです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この今言う、僕ということについて、ちゃんと説明させてもらいます。</p> <p>先ほどから、私は何回も言っておりますが、行政執行部と議会というのは、これは一線を画したものだですよ。</p> <p>これは、わかっていますね。</p> <p>ほんで、議員の責務というのは、行政チェックして監視して、意見を言って。ね、それをまあ、監視しているというのは、一つの責務ですけど。</p> <p>その議会が、行政側とついで、といたら言い方悪いけれども、</p>

	<p>町長の要請を受けて、即、それにのって、なおかつ、田島に対して聴聞をするのではなく、聞き取りをするのでもなく、事実かどうかの確認もせずに、そのまま処分決定に走ってしまったと。</p> <p>それは、なぜかといったら、大元は町長そういうふうには、即やれとこういう要請をしたからでしょう。</p> <p>(議席から、それはいかんでと発言あり)</p> <p>だから、今それを理由として、弁明しよるんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、田島さんの弁明は、これで終わります。</p> <p>(議席より、今のはいかんでと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何で、いかんで。</p> <p>(議席より、いかんやないかねと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>自分の誇りを、ね</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議席からものは控えてください。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう、ほんなら、いきますが。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう、終わりましたので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>けんど、ほんまに、こんなことで。</p> <p>除斥してから、また決めますか、処分を。</p> <p>そんなことじゃいかんで、議長。やっぱり</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【議長権限で発言取消】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>【田島毅三夫議員の発言を取り消すための発言】</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>要請してるでしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、いや、要請じゃない、それは、懲罰にかけいう要請じゃないでしょう。</p> <p>政治倫理をきちっと調べてくれということでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何らかの厳しい措置を要請すると、こう言ってるんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さんが撤回せんのやったら、議長権限でさっきの発言は撤回します。</p> <p>(議席より、そうしてください議長、せんのやったらね本人が。と発言あり)</p> <p>(議席より、休憩中、どうなんで、と発言あり)</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>はい。</p>
5 番議員	<p>(小野 正路議員)</p> <p>本人が、それを撤回せんのんであればね、議長権限でやってください。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりました。</p> <p>(議席より、これは、休憩中、それとも議会中と発言あり)</p> <p>(議席より議会中と発言あり)</p> <p>(議席より、議会中。ほんなら、ちょっとと発言あり)</p> <p>7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。</p> <p>7番、田島毅三夫君の退場を求めます。</p> <p>(田島 毅三夫議員退場)</p> <p>これより、討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(議席より、なしの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>4番、武山裕一君。</p>
4番議員	<p>(武山 裕一議員)</p> <p>政治倫理審査会の結果報告に対する賛成討論を行います。</p> <p>私は、田島毅三夫議員に対する政治倫理審査会の審査結果報告に、賛成の立場から討論いたします。</p> <p>議会議員は、住民に性格な情報を提供する責務を持っています。</p>

しかし、倫理審査会の報告にもあるように、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの内容に、事実に基づかない発言と情報が確認され、それを住民に配布しています。

このことは、政治倫理条例に違反するばかりでなく、議会の最高規範である議会基本条例にも反した行為であります。

以上のことから、今回の政治倫理審査会が結論付けた、ビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告は妥当であり、これに私は賛同します。

議員の皆さまの賛同を求めて、討論といたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(議席より、なしの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

8番、福島登君。

8番議員

(福島 登議員)

はい、私は、田島毅三夫議員に対する政治倫理審査会の審査結果報告に、賛成の立場から討論をいたします。

田島議員は、議会活動報告と題して、ビラを作成しては不特定多数の住民へ配布しているが、これを読んだ純粋な住民の方々は、疑いもせず、本当の話として伝わっています。

なぜなら田島議員は、議会議員だからであります。

しかし、田島議員発行の議会活動報告第34号には、虚偽の記載の疑惑がかけられたため、政治倫理審査会は、発行責任者の田島議員に、ビラの内容の説明を求めましたが、それには、まった

く応じず、説明責任すら果たさない始末であります。

議会活動報告と題しながらも、記事の中身は根拠のないことを書くばかりではなく、自分のしたことを正当化するために、各議員のありもしないことを掲載した誹謗ビラでないといき言いようがありません。

田島議員は議会内で、常日頃から自分の意見に賛同を求める努力は一切せず、議会議員でありながら、法令や規則の正確な解釈もできない、正規の手続きもできない、議会で決められたルールも守れておりません。

毎回発行をするビラに、虚偽の内容が含まれるビラを作成しては、不特定多数の住民に配布をする手法が田島議員の議会活動なのでしょうか。

審査結果報告のとおり、今回もその嘘が含まれたビラを即回収し、配布した住民に対して、一件、一件、謝罪を求める本件勧告決議に賛成をいたします。

以上、議員の皆さまの賛同を求めて、討論といたします。

(議席より、そのとおりですと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

他に討論はありませんか。

(議席より、なしと発言あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、発議第4号、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかな

議長

い情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案についてを、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

ただいま可決されました田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案については、東洋町議会議員政治倫理条例第14条第2項の規定により、次号議会だよりにおいて公表する、掲載方法は、議会広報編集委員会で決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

ここで、7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島 毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

発議第4号、田島毅三夫議員が発行する議会活動報告第34号と称するビラの回収と住民に対して事実に基づかない情報提供したことの謝罪を求める勧告決議案については、可決されましたので、ご報告します。

なお、本件については、東洋町議会議員政治倫理条例第14条

	<p>第2項の規定により、次号議会だよりにおいて、公表することになりましたので、併せてご報告します。</p> <p>ここで、休憩いたします。</p> <p>再開は、10時40分といたします。</p> <p>(休憩時間：10時21分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時40分)</p> <p>(議席から議長と声あり)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p> <p>(今宮 裕明議員)</p> <p>動議を提出します。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)</p> <p>どのような動議ですか。</p> <p>6番議員 (今宮 裕明議員)</p> <p>田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案を提出します。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)</p> <p>一旦休憩します。</p> <p>(休憩時間：10時40分)</p> <p>再開します。</p>
--	--

(再開時間：10時41分)

ただいま、6番、今宮裕明君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案について、動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により一人以上の賛成者がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間：10時42分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時49分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることについて、採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに、議題とすることに、賛成の方の挙手を願います。

挙手多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、11時10分です。

(休憩時間：10時50分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

	<p>(再開時間：11時10分)</p> <p>これより、追加日程第1、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案についての動議を議題といたします。</p> <p>まず、7番、田島毅三夫君。</p> <p>弁明の機会を与えますが、いかがいたしますか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい、弁明させてもらいます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりました。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p>
	<p>(田島 毅三夫議員退場)</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員会委員長。</p>
議会運営委員長	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、先ほどの今宮議員から提出の辞職勧告決議案について、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>さきほど、この動議について検討した結果、田島議員から弁明</p>

	<p>の申し出がありましたので、その機会を与えるが、提出内容に対する弁明とする。</p> <p>次に、この動議についての質疑、討論を行う。</p> <p>次に、採決の方法は、起立により行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ提出内容に対し弁明の機会を与える、質疑、討論を行う、採決の方法は、起立により行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
<p>議長</p> <p>6番議員</p>	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案について、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出します。</p> <p>提出日は、平成30年6月12日、本日であります。</p> <p>提出者は私、東洋町議会議員、今宮裕明。</p> <p>賛成者は、平山照生、福島登、高島俊彦、小松熙、小野正路、武山裕一の各議員であります。</p>

提出理由を説明します。

田島毅三夫議員は、平成29年12月議会において、当時、妊婦である町職員に対し、この汚い女がと侮辱的暴言を浴びせたとして懲罰を受けております。

この事件は、田島議員だけの問題ではないとして、田島議員を除く全議員が町職員に議会場内で謝罪しております。

田島議員だけは、町職員に謝罪しておらず、2月27日の議員全員協議会で田島議員に対し、町職員に謝罪する意思はないのか質したところ、暴言を発していないから謝罪の必要はないとの趣旨の返答がありました。

暴言事件のあった現場には、田島議員本人を含めて4人の当事者がおり、そのうちの3人は暴言があったと証言している。

しかも、その一人は、田島議員自らが証人として、その現場に立ち会わせた光本副町長も含まれているにも関わらずであります。

田島議員は、この暴言の事実をなかったことにしようと躍起になっておりますが、ここで、当時の事件から現在までの田島議員の行った行動をまとめてみました。

1つ目に、平成29年12月6日に、当時、妊婦である町職員に対して、田島議員はこの汚い女がという侮辱的暴言を大きな怒鳴り声で浴びせかけました。

2つ目に、暴言事件の明くる日となる平成29年12月7日に、田島議員の暴言事件も含めて、議員全員協議会を開催し、副町長が証人として出席した途端、田島議員は議長の許可を得ず、無断で会議を退席し帰りました。

3つ目に、平成29年12月8日の12月議会最終日に、町長

から議員政治倫理条例第2条第2項の規定による議員の政治倫理の確立に協力する立場からこの暴言事件が報告され、それが発端で田島議員に対する懲罰動議が提出されました。田島議員は、暴言事件について弁明をしました。

4つ目に、12月議会終了後の平成29年12月13日付けで、法的根拠のない請求書、「議会事務局職員の違法行為に対して処分請求書」を町長宛に提出しました。

5つ目に、平成29年12月27日に、田島議員の暴言事件も含めて、議員全員協議会を開催しましたが、田島議員は、正当な理由もなく会議に姿を見せなかったことから、当時の議長であった私が電話で出席を要求をしましたが、田島議員は、この重要な議会の会議を欠席をしました。

6つ目に、翌年の平成30年1月に田島議員は、自身が発行する議会活動報告33号に、田島議員の暴言事件の内容を掲載して町民に配布しました。

7つ目に、平成30年4月に田島議員は、自身が発行する議会活動報告第34号に、田島議員の暴言事件の内容を再度掲載して町民に配布をしました。

5つ目から7つ目の議会事務局職員の違法行為に対して処分請求書、議会活動報告第33号、議会活動報告第34号、この3つの文書は、12月議会以降に田島議員が発行しており、そこに共通するものは、この汚い女とは絶対に言うておらず、このおなごと言ったと断言しているところであります。

ところが、12月議会の本会議中、田島議員からは、このおなごはもう、と言ったということは、一言も発言がなかったのは、なぜでしょうか。

この日の本会議中に、田島議員から発された言葉は、この汚いとは絶対に言っていません、でありました。

さらに、暴言事件のあった明るる日の平成29年12月7日の議員全員協議会では、田島議員は、この汚い女がとは言っていない、このおなごはもう、と言ったと証言をしました。

そのことを証言させるために、田島議員は証人として光本副町長の出席を議長に要請し、これを議長は認め、証人として招いた光本副町長が会議へ出席した途端に逃げるかのように退席したのは、なぜでしょうか。

光本副町長は、田島議員不在の中で、他の議員の前で、この汚い女がと田島議員が妊婦である職員に対して発したと、はっきり証言したのであります。

このことの音声記録も残っております。

このように、田島議員は、自身が暴言を発していないのであれば、議会放送や議会の会議で、議会議員や町民に対して、暴言事件についての真相を話す機会があったにも関わらず、この暴言事件については、すべて12月議会終了後、1カ月以上も経って、全町民には配布されない特定の町民にしか配られないピラで副町長と職員は嘘をついたと掲載しているのであります。

田島議員が暴言を発したとする客観的な証拠は存在するが、田島議員からは、副町長と職員は嘘をついたとする証拠の提出はなく、そのようなものは一切、存在しません。

なぜならば、真実は一つだからであります。

毎回、ピラが作成されるたびに、この暴言についての真相を物語る新たな話が次々と書き足されることからすれば、信憑性にも欠け、一貫性に乏しい内容へとなっているのは明らかであります。

す。

町民の皆さんは、ご存じないでしょうが、議会事務局職員の違法行為に対して処分請求書の請求理由には、このようなことが書かれております。

東洋町議会事務職員は、議員9人の内、請求議員に対して、以下のおりの差別的対応を常態化して行い、議会ごとに議会運営を混乱させ、住民から多大な非難を受け、町及び議会の信頼を失っていると、書かれております。

そこで、2月27日の議員全員協議会の中で、田島議員に対し、議会事務局が住民から多大な非難を受けているというが、実例を示して欲しいと議員から質問をされました。

すると、田島議員からは、何人からも受けている、おんしゃ、ちっと、だまったらどうな、こういう意見まで聞いている、こんなに混乱させて、会のたびにもめてたら、本来の議会やない、おんしが、だまったら、治まるんやないか、という苦情がいっぱい来ている、議会と議会事務局は一体であります、その中でもめている、議会全体がそういう状態になっているのはおかしい、本来であれば、議員全員と議会事務局が協力してやるべきことを、お前らんな、毎回、職員がああ言った、こう言ったなどという発言内容でありました。

この田島議員の発言内容からは、議会事務局職員が住民から多大な非難を受けたと裏付ける証言はありましたか。

まったく、ありません。

この発言内容からすれば、ある町民が田島議員に対して意見を述べた内容であります。議会事務局職員への多大な非難には、まったく、つながりません。

これも、音声記録は残っております。

要するに、田島議員が提出したこの請求書の請求理由は存在しません。請求理由となる背景も存在しません。

すなわち、嘘を書いたと疑わざるを得ない発言内容であることは言うまでもなく、そのことを自ら証言をしているのです。

町民の皆さん、どうでしょうか。

当時の懲罰特別委員会は、調査をしたうえで、会議録にも残る調査報告で、田島議員はこの汚い女と言ったことは事実であると客観的な証拠をもって断定しているのです。

それが嘘というのであれば、不特定多数の町民へビラを配布するよりも、議会人として、嘘だという客観的証拠を添えて公の場で争うのが筋ではないでしょうか。

町民の皆さん、田島議員は、職員が口裏を合わせて嘘をついたなどと言っておりますが、職員が嘘をついてまで、田島議員の暴言があったと言うのでしょうか。

田島議員発行の議会活動報告第33号では、光本副町長に上がってもらい、私の横で証人になってもらいましたと断言して書いております。

このことからすれば、光本副町長こそ田島議員お墨付きの証人なのであります。

その光本副町長が、田島議員の隣に座り、会話を聞いたうえで、田島議員は、この汚い女がと言ったと証言したことが、なぜ、嘘なのでしょう。

なぜ、当時、産休を間近にした妊婦職員は、精神的苦痛を伴う長期休養をとらなくてはならなかったのでしょうか。

世の中では、妊婦さんは、シルバー適齢期の方と同等な扱いを

されており、妊婦さんがバスの中で立っていれば席を譲り、階段では転ばぬように手をさしのべるなど、周囲が守らなければならない存在であるはずが、こともあろうに田島議員は、大声で威圧的な態度で、この妊婦職員に対して暴言を発するなど、もってのほかであります。

しかも、田島議員は、暴言だけでは収まらず、田島議員自身が発行する議会活動報告第33号では、この妊婦職員に対し、次のように書いております。

女性職員は、心的被害を受けたとして、休暇を取ったそうですが、多分、自分の嘘によって、田島議員が懲罰処分されたことへの良心の呵責に苦しみ、その心労休暇でしょう。この際、産休を兼ねて、ゆっくりと養生なさってくださいと、被害者のはずの妊婦職員を加害者にしたて書いて町民に配布しております。

このことは、人として許しがたい行為であります。

田島議員の暴言が原因で、妊婦職員は体調を崩し、長期間休職を止むなくされたうえにも関わらず、妊婦職員が悪いかのように問題をすり替えているのであります。

平成29年12月議会においての12月8日の田島議員弁明の中では、事実あったのは、間違いありませんと発言している。これは、12月6日の妊婦職員に対する暴言の事実、存在を認めているのであります。

田島議員は、暴言があったことを認めながら、どうしてこのような文書が書けるのでしょうか。

とてもではないが、選良と呼ばれる町民代表の議会議員としても、議会組織の一構成員としても、まったく存在価値はなく、もはや、田島毅三夫議員は議員である以前に、人としての倫理観が

議長

大幅に欠けており、町民を代表する町議会議員としての資格は、皆無であります。

よって、田島毅三夫議員には、町職員に対し、この汚い女と発した暴言を認め、被害女性職員に直接謝罪することを求めるとともに、田島毅三夫議員自らの意志で議員を即刻辞職するよう強く勧告する。

以上、決議する。

(拍手)

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

次に、7番、田島毅三夫君の、一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島 毅三夫議員入場)

田島さん、何しゆうんですか。

田島さん。

(議席より、それはおかしいでしょうと発言あり)

傍聴とそんなことをしたらいけないでしょう。

(議席より、ごめんなさい、ちょっとあの、と発言あり)

ごめんなさいで済む問題やないでしょう。

(議席より、前に一度注意したでしょう議長が、と発言あり)

前日も言ったでしょう。

(議席より、ちょっとあの、と発言あり)

そういう規則をきちんと守ってもらわんと困ります。

注意しておきます。

(議席より、はいと発言あり)

7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可しますが、本件動議の提出理由についてのみの弁明とします。

ただし、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意ください。

7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

弁明いたしますが、ちょっと待ってくださいね、今、書類の整理しています。

一つ目に、今言われた問題の一つ目はですね、女性職員に対して汚い女と言ったと、こういうことが言われました。

これは、はっきり言っておきます。

もう何遍も言っております、天地神明にかけてもそういうことは言っておりません。

私が言ったのは、このおなごはもう、と。それも、なぜ言った

かと言いますと、あまりにも過去の例を引き出しながら説明を求めているのに、言っていない、してません、聞いてませんという嘘が続いたもので、つい私が、このおなごはもう嘘ばかり言うてと、こう言おうとしたんですよ。

その時に、このおなごはもう、と言ったところで、局長からこの女と言った、女と言ったという声がかかって、ほんで、そこで私がおのとおりのやと思ったもので撤回しますと、こう言った。

じゃあ、その時、局長が、まだ謝罪していない、こう言われました。

そこで私が、失礼な言葉を使ってすいません、もう二度と言いませんので許してくださいと、脱帽して、帽子をかぶっていたんですよけれども、脱帽して、うちは謝罪しました。

ところが女性職員は、撤回も謝罪も認めませんと、こう言ったのです。

ほんでまあ、これはもう仕方ない。認められなかったら。

しかし、私は、絶対に汚い女ということは言っておりません。

ほんで、これはその後、まあ色々時間があつたんですけど、その後に局長が私の面前まで怒鳴り上がってきってから、顔が30センチから40センチここまでですよ。光本副町長は、座ってたんですけどね。で、その前に近づけてきて、怒鳴って、怒鳴って大声で。うちは、まあ、立て、立てという言葉聞いたんですけど、副長は聞いてないようです。これは水掛け論になります。

しかし、まあ、そういうぐらいの大きな大声で怒鳴られたんですよ、私は。

ほんでまあ、その後、議会特別委員会、あるいはまた、行政の方に私は訴えてあつた局長処分のそういう要請に対して審議会

に問われましたが、その中で副町長は、局長は大きな声で怒鳴っていません、大きな声で怒鳴ったのは田島議員ですと、こう証言をしております。

そこで私は、局長おかしいじゃないですか、あなたは私の横におって、顔を引きつらせて、私を睨みつけて、怒鳴ったのをあなたは聞いていたでしょう。そして、何を言ったかというのは、結果、大きな声であまり声が大きすぎて、わからなかったということを書いていたでしょう、こういう話をしたら、いや、私は、そういうことは言っていない、証言のように、言っていないですが、証言の方は、編集の方は、議会の特別委員会が審査、編集し、こちらの方は、行政の方の審査会が編集していますので、どのように編集されたかというのが私はわかりませんと、こういう答弁が、証言がありました。

こういうことがありましてね、私は、はっきり言っておきますけれども、もう絶対に天地神明、もう命にかけてでも、汚いという言葉は使っていません。

これは、一貫して、私はずっと言っております。

しかし、町長も特別委員会も、行政の審査委員会もそのことに関して私の言い分、あるいは、また、反論を一言も聞こうとしておりません。

ただ3人のその時在席した職員だけの言い分のみを信じて、前議長はこう言いましたね、私はそのことをちょっと指摘すると、三対一ですよと、そうならば私たちは3人を信用しますと、こう言われましたね。こういうことで数で信用しよる。

じゃあ、なぜ、私の言い分をそれまでに聞いてくれないんですかと、言い分も聞かんずつに、3人の言い分だけを聞いて、数が

多い方を信用する、こういうことがあっては大変です。

色々詳しく言いたいんですが、また止められるかもわかりませんが、絶対に田島はこのおなごはもう、とは言ったが絶対に汚い女とは言っていない、これはあまりにも職員の嘘が多いのでついこのおなごはもう、と口走ったものだが、絶対に汚い女とは言っていない。

また、おなごと言ったが女とは言っていない。

自分としてはおなごという言葉は違和感があったので撤回し、謝罪したのであります。

しかし、考えてみてください。

多くの人から言われ、また、広辞苑を見てもおなごという言葉自体が女性を蔑視したような言葉じゃないんですよね。

うちは、人に言われました。

例えば、おなごとは、男との対比語であり、子供にはおなごのこと呼称することでもわかるように、もし、おなごがいけないなら男ともいけないということになると、こう言われました。

また、議員がですね、職員の嘘を叱るのに、このおなごはもう、と言ったことが、また、なぜ、弁明もさせずに懲罰処分となるのでしょうか。

では、嘘を言うことに問題はないのでしょうか。

職員が、議員に対して嘘を言うことは問題にならないのでしょうか。また、撤回し、脱帽までして謝罪したのにこれを許さず、さらに、言ってもいないのに、汚い女と虚偽を作って処分したことは、町長発言のとおり、どうしても質問されては都合の悪い質問を止めるための根拠に利用されたとしか、私は考えておりません。

どちらにしましても、この不当な虚偽ねつ造による田島処罰は、その処罰根拠にされた基本条例及び倫理条例の公平、公正を欠く処分にあたり、事実でない発言及び情報提供と同じ違法となります。

自らの違法の整合性はどうか、まず、弁明を求めたいと思います。

また、職員は、田島の撤回、謝罪を許さず、さらに、局長が大声で怒鳴りつけ恫喝したことは、後段6のとおりであります。後で言いますが、しかし、田島が汚い女と言ったとしたら、なぜ、局長は、女と言ったと叱らず、汚い女と言った、汚い女と言ったと叱らなかったのでしょうか。

また、田島は、突発的に嘘を叱責するのに、この汚いおなごはもうなどと、語呂の悪い言い方はしません。

このおなごはもう、とは言うけど、この汚いおなごはもう、などとは言いません。

また、女性に対して、私は今まで確かに、そういう色々争論があった場合には、厳しい声が出たかもしれませんが、男性に対する声と女性に対する声とは全然、絶対に私は同じような声では怒っていません。

それは、女性のことにも、今回の場合でもそうありますが、絶対に女性に対して厳しいそういう、男性職員に対するような大声はあげていません。これも、はっきりと言っておきます。

つまり、町長指示を受けて、どうしても田島を処分するには、既に二度も謝罪しているうえ、おなごや女では弱いと考え、言ってもいない、汚いを付け加えたものと、私は推測しております。これは、あくまで推測です。

そして、そういう色々あの聴聞、あるいはまた、証人の話を聞いた議会特別委員会の要約した議事録をいただきましたが、その中に、その休職している女性から電話での聞き取りの件があったようです。議事録に載っていますが。その内容は、載っていませんので、そして、うちは議事録のテープの開示を求めたんですよ。

そしたら、それはもう消去してないと、こう言うんです。

ほんでその、議事録の中には、女性との問答、聞き取りについては、女性の個人的なそういう情報であるから特別委員会で消去するということと言われておりますけれども、全体の議事録を、議事テープを消去するということは載っていないんです。

ところが、私はそういう聞き取りの開示請求したところ、2月の7日に私は開示請求しました。すると、2月の8日付けで2月の15日の2時から開示するという通知をいただいたんですよ。

そして、その同日、2月の15日の2時に、私は議会事務局に行ったところ、局長から、それは、そのテープは、特別委員会で消去したからないと言われたんですよ。

皆さんどう思いますこれを。特別委員会で消去したなら、例えば要約であろうとも、その特別委員会の議事録にそれが載っていないなければならない。

しかし、女性の分については消去というのは載っていますけれども、全体の議事録の消去というのは載っていないんですよ。

ほんでもし、仮に、それを議会議事録で消去したのであれば、そのあの、議会の特別委員会12月の8日ですから、私が2月の8日に開示

議長

(西岡 尚宏議長)

7 番議員	<p>田島さん。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>女性の言葉のところは消去しておりますが、他のものはちゃんとありますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あれ。</p> <p>ちょっと待ってください。</p> <p>これは議長、ほんなら、今そういうことを聞いて心の中混乱しています。</p> <p>じゃあなぜ、局長はないからと言ってうちを帰したんですか。ね。ほんで帰して、私はそれから、ちょっと待ってくださいね、特別委員会で消去したと言うから、私は2回目の請求をしたんです開示請求をしたんです。</p> <p>ありゃ、それなら、12月の8日にとった第一回目の特別委員会以後に、私が開示請求した2月の7日にあったテープが、2月の15日になくなっているわ。</p> <p>この一週間の中に、もう一度、再度、特別委員会をとったものだと思って、その二回目の開示請求をしたんですよ。一回目と二回目を。ほな両方ともないという、あなたからの通知が来てるでしょう。ないとして、議長からの。今、おかしいこと言っ。全部これは、もういっぺん精査し直さんといけませんけど。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちょっと休憩します。</p> <p>(休憩時間：11時43分)</p> <p>(公文書公開決定通知書の内容について確認)</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間：11時46分)</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。議長。弁明を聞く場であって討論の場ではないでしょう。弁明を、もう続けさせてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そのとおりや、そのとおりや。</p> <p>あなたの言うとおり。</p> <p>たまに、ええことを言う。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、内容に間違いを、嘘というかそういうことを言っておりますので、それは正しておかんといかんので正します。</p>

7 番議員	<p>(議席より、わかりましたと発言あり)</p> <p>(田島毅三夫議員)</p> <p>持ってきたらよかったな。</p> <p>うちが今、開示請求の、</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうぞ、田島さん。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>1 番、平山照生君。</p>
1 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>今、聞きよったら、委員会とか、その物事についての反論ばかりガタガタ言いよるんで、ほうやなしに、自分の、どうしてそういうことに、行動を取ったのかというところの本質の方を話してもらってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>わかりましたか、田島さん。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

いや、何言ってるのかわからんな、ほら。結局、弁明をしよるわけやないですか、うちは。自分は、処罰されようとしてるんですから。

不利益をされようとしゆうんですからね。ほんで、それに対する自分の正当性を訴えゆうんやきに、反論をしよるんやきに。そら、あなた達と違って。あなた達は、うちを処分しようとする立場ですけれども、こちらはされる側です。それに対して、自分は正当な弁論をして、それを反論しようとしてるんですから。ほら、立場は違います。

要するにですね、田島は、一度も汚い女とは言っていない。あまりにも嘘が多いので、このおなごはもう嘘ばかり言っていると、叱るつもりが途中で局長から女と言ったという指摘があって、撤回して謝罪したと、こういう、これが事実なんです。

で、これ以上でもないし、以外でもありません。

その後、女性職員から、今言う、撤回も謝罪も許しませんということがあって、もうそれ以後私も言いませんでしたが、別の話で争論の中で、局長が自席からまあ3メートルか4メートルか離れていますね、私たち二人がここで座っていたら、そこに、コラ一と怒鳴りながら来てから私の面前まで来て30センチこれぐらいかなあ、顔を近づけてきて怒鳴りつけたんですよ上から。

顔を引きつらせて、目を引きつって。大きな声で。

(議席より、議長と発言あり)

なんですか。

(議席より、今のくだりはさっき聞きましたと発言あり)

だあ、まあ、ほんでだ。

そういうことを言いよるん。

(議席より、・・・発言あり)

もう一遍確認してるんです。

だから、選良である住民代表議員をです、懲罰のうち二番目に重い発言禁止処分にするなら、自己防衛のための正当な手段としての田島の言い分も十分に聞き取っていただきたい。ね。今までこのことに関して初めてこの議場で私はここまでまだ少ないですけど言わしてもらってます。

今まで、これさえ、言わしてもらえなんだから。

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん、また、へかへ行ってます。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい、はい、はい、はい、はい。

反論、反証をさせなければならないのは、行政手続法の第29条にも規定されているのに、それも行わず、

議長

(西岡 尚宏議長)

それは、田島さん、関係のないことです。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何ですか、どうしてですか。</p> <p>そういうことで、今まで来たけれども、今回こういうことあって、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、いや、今回やない、それは関係のないことですので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長が、暴言の有無の弁明のみを許すが他の失言は認めないと、こう言われましたね。12月議会です。</p> <p>これは、ほんなら、止めておきます。ここで止めておきますが。</p> <p>要するに、このおなごはもう、とは言ったが絶対に汚い女とは言っていない。もし、それを言ったというのであれば、証拠を添えて言ってください。</p> <p>ただ口裏を合わせた三人だけの話では、ね、これじゃ、私は、納得いきません。</p> <p>例え一人であろうと言ってないんですから。私は、嘘は言いません。今まで、そういう生き方をしてきました。</p> <p>これはあまりにも職員の嘘が、それから、特別委員会のテープのことについて、うちは、ここに書いてきましたが、これは、もう一遍、あなた達の資料をもう一遍見せていただきます。私の資料と妙に違います。</p> <p>他に、何かあったかな。</p> <p>これで、二つやったかな、大きな問題点は。</p>

議長	<p>(議席より、はいと発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島俊彦君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>はい。</p> <p>田島議員は、自分が暴言を吐いたということを認めておりながら、ほら、汚い女は云々は認めてないけど、暴言を吐いたことを認めておりながら、結局、あの、請求者の書いてありますが、たぶん、自分の嘘によって懲罰処分された良心の呵責、相手を結局よ、悪者に、自分は嘘をついてないというような、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高島君。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ちょっとまってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、討論になっておりますので。</p>
2番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>はい。ここで、副町長、副町長に、もう一度言うたか言わんか、証言を</p>

7 番議員	(田島 毅三夫議員) 退場さし、ほら。
議長	(西岡 尚宏議長) 発言をやめてください。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 私は、こう言ったんです。 もうずっと言ってきたのは副町長にも言いました。 このおなごはもうとは言いました。これはもう、私は、ほんでそれは、自分が暴言とまで言いませんけれども、 (議席より、暴言よと発言あり)
議長	(西岡 尚宏議長) 高島君。
2 番議員	(高島 俊彦議員) はい。
議長	(西岡 尚宏議長) 発言を禁止しますよ。
2 番議員	(高島 俊彦議員) はい、すみません。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>外へ出して。弁明ができません。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さんもいらんことを言わないでください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うちはそういうほら、今さっきも言いましたがその、おなごという言葉にちょっと違和感があったもので、撤回し、謝罪したんですよ。ね、言われたとおり。</p> <p>で、その時に一言も二人から汚い女と言ったとも聞いていませんし、私もそんなことは言っていない。</p> <p>それがほら、結局 27 日の協議会の冒頭に、汚い女と言ったんかといって、何人からうちはものすごい叱責を受けたもので、ありゃっと思って、そこで初めて、私が汚い女と言ったということになっていると言うことを知りました、はっきり言って。</p> <p>ほんで、びっくりしたんですよ、ほんで、うちは猛反論しましたね。聞いてますね。テープ載ってないようです。</p> <p>なんでな一言うて、おら、ほんなこと言うちゃあせんぞーと一言うて、汚いおなごはもう、とは言ったけど、いや、ごめんなさい、このおなごはもう、とは言ったけれども、汚い女とは一言も言っていないぞーと、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>この汚い女が言うてないいうのを言ったら、そういうことは良いんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ、だあ、だあ、ほんでまあ、あんな人がおるからほら、反論しちよかんといかんきにほら。</p> <p>ほんで言うたということ、そういう、それで、私は退場してますから、私はそれ以後、以後ですね、町長からも議長からもまた議員からも、一切それのことについての聞き取りは受けていません。</p> <p>私はだから、その、私が認めたという暴言は、このおなごはもう、ということ認めたということであって、汚いということは言っていないということは認めていません。</p> <p>もう、これで、やめちょきましようか。</p> <p>いっぱいこれ、こんなけあるんですけどね。</p> <p>あなた達の言うとおりに。まだ15分も20分もかかるんですけども。</p> <p>要するに、私は、そういうことは言っておりませんし、謝罪するような撤回するようなことはいたしておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島 毅三夫議員退場)

さきほど、田島議員からは、町職員へは暴言を発していないので、謝罪する必要はないとの弁明がありました。

お諮りいたします。

ここで、光本副町長に、当時、田島議員がどのような暴言を町職員に対して発したか、具体的な言葉で、証言を求めたいと思います。また、先ほど田島議員が言われたことは、本当なのか、嘘なのか、それも一緒にお聞きしたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

光本副町長、登壇をお願いいたします。

(光本副町長、登壇)

光本副町長に、お聞きします。

田島毅三夫議員は、当時、町職員に対してどのような暴言を發したか、具体的にお答えください。

副町長

(光本 速雄副町長)

はい、それでは、先ほどの件について、お答えをしたいと思います。

この件につきましては、去年の12月の定例議会の休会中のことであります。

田島議員と職員二名が口論になっておりまして、その時に、私も呼ばれましたので参加をしております。

田島議員は、女子職員に対しまして、暴言を言っております。

暴言の内容につきましては、12月の懲罰の特別委員会の報告書のとおりであります。

暴言につきましては、この汚い女と言っております。

(西岡 尚宏議長)

光本副町長。

先ほどから、田島さんの言葉の中であれほど出てきゆうんやき、汚い女がと言うたか、言わんかというのをはっきりしてください。

(議席より、今言った、発言したなどと発言あり)

それはすみません。

汚い女と聞こえなかった。

光本副町長の証言は以上であります。

これより、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決議案の動議について質疑を行います。

議長

1 番議員

質疑はありませんか。

(なしと発言あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしと発言あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

1 番、平山照生君。

(平山 照生議員)

私は、本件動議に対して賛成の立場で討論を行います。

田島議員は辞職勧告で言われているところの職員に、この汚い女とは言っていないということを、不特定多数の町民にチラシをばらまいて主張をしています。

また、田島議員がチラシを配布する度に、この暴言事件の内容が継ぎ足され、あるいは、表現が変えられています。

田島議員は本当にこのような事実がないのであれば、チラシで町民に訴えるなどの言わばゲリラ的な方法をとらず、正規の手続きで、証拠を挙げて反論するべきであると思います。

田島議員の口からは、証拠は挙げられておりません。

しかし、それができないのは、町職員に対して、この汚い女と言ったことを認めていることであると私は思います。

従って、議案提出者の主張は適切であり、私はこの決議案に賛成いたします。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>次に反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしと発言あり)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>8番、福島登君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい、私は田島毅三夫議員に対する辞職勧告決議案に賛成の立場から討論をいたします。</p> <p>用意してきました文書では、少し変えて賛成討論したいと思います。</p> <p>先ほど今宮議員から、</p> <p>(お昼のチャイム挟む)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>福島君、ちょっと待ってください。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>はい。</p> <p>(チャイム終了後)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>始めてください。</p> <p>福島君。</p>

8 番議員

(福島 登議員)

はい。

先ほど、今宮議員の提出理由の内容の中にですね、本当に許せない、田島議員の発言の内容がありました。

その内容はですね、休職しておる職員に対してですね、追い打ちをかけるような、良心の呵責に苦しみ、その心労休暇でしょう。この際、産休を兼ねて、ゆっくり養生なさってください。

私は、この文章を見た時、本当に腹が立ちました。

そうでないですか、皆さん。

言葉は違っても認めているのでしょうか。

その被害職員に対して、まだ、自分の文書で追い打ちをかけるようなことをしているんですよ。そのような議員が許せますか。

住民の皆さんもわかっていただけだと思います。

こんなパワハラをする議員が、議員の一員として認められないでしょう。

(議席より、そのとおりと発言あり)

そうですね。

先ほどの弁明の中にも、私は挙手をして、議長を、討論の場ではないでしょうと止めました。それは謝罪いたします。

田島議員は、弁明の中でも嘘をついていますよ。

発言をするなら日付とか証拠をちゃんと確認して、弁明しなければならないでしょう。

嘘に嘘を重ねた文書が、発言が田島議員の発言です。

私は本当に、この女性職員に対する暴言については、許すことができません。

議長	<p>皆さんの賛同を求めて、賛成討論といたします。</p> <p>(拍手あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これより、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する 辞職勧告決議案の動議についての件を、起立により採決します。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求め ます。</p> <p>起立全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。</p> <p>(田島 毅三夫議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君に申し上げます。</p> <p>発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する辞職勧告決 議案の動議については、可決されましたので、ご報告します。</p> <p>ここでお昼の休憩に入ります。</p> <p>再開は1時半からです。</p> <p>(休憩時間：12時04分)</p>
----	--

休憩前に引き続き開議を開きます。

(再開時間：13時30分)

日程第4、承認第2号、専決処分事項東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第11、議案第30号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについてまでの8件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

はい。

それでは、ご提案を申し上げます。

承認第2号でございます。

専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、地方税等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町税条例等の一部改正を平成30年4月1日

に専決処分をさせていただいております。

主な改正内容は、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引き上げなどの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続きまして、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、税条例と同様に、地方税等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町国民健康保険税条例の一部改正を平成30年4月1日に専決処分をさせていただいております。

主な改正内容は、国保税の課税限度額の引き上げ、国保税の軽減措置の判定基準となる金額の見直しなどの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第4号でございます。

専決処分事項、平成29年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処

分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め
る。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、各種交付金、国及び県支出金、特別交付税、
町債などの確定並びに地方自治法第213条第1項の規定によ
り、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明
許費補正を計上をし、平成30年3月31日に専決処分をさせて
いただいております。

歳入歳出それぞれ1億9863万1千円を減額し、歳入歳出の
総額をそれぞれ31億3882万9千円と定めております。

歳入では、地方譲与税、各種交付金を増額をし、地方交付税、
国及び県支出金、繰入金、町債などを減額をいたしております。

歳出では、繰出金及び各種事業については、事業の確定により
それぞれ減額をし、ふるさとづくり基金積立金を増額をいたして
おります。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

承認第5号でございます。

専決処分事項、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計
補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しま
したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決
処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、
議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

本会計も一般会計同様にですね、3月議会終了後に、国及び県

支出金、各種交付金などの確定に伴いまして、平成30年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ4250万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億4318万8千円と定めております。

歳入では、県支出金などを増額し、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金、繰入金を減額をいたしております。

歳出では、保険給付費、共同事業拠出金、予備費を減額をいたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第6号でございます。

専決処分事項、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

本特別会計も一般会計同様でございます。3月議会終了後に、繰入金などが確定したことに伴いまして、平成30年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ670万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億9932万9千円と定めております。

歳入では、支払基金交付金、繰入金を減額をいたしております。

歳出では、保険給付費、予備費を減額をいたしております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が

説明をいたします。

議案第28号でございます。

東洋町縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の廃止について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

東洋町縫製関係等共同作業場の施設の取壊しに伴いまして、東洋町縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例を廃止をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第29号でございます。

平成30年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ913万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ29億7029万5千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税を計上しております。

歳出では、庁舎のトイレ改修工事、交通安全協会室戸支部補助金、東洋町商工会補助金、プレミアム商品券の分でございます。などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

	<p>議案第30号でございます。</p> <p>平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成30年6月12日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出の予算総額を1億7492万7千円と定めております。</p> <p>歳出では、下水道処理施設の更新工事に係る委託料及び工事請負費について、予算の組替えを計上をいたしております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>それでは、私の方から、承認第2号、専決処分事項東洋町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。</p> <p>今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月の31日に公布をされまして、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の税条例の一部改正を平成30年4月1日に専決処分をさせていただいております。</p> <p>今回の税条例の改正は、町民税とたばこ税の二税が主な改正となっております。</p>

まず、町民税では、個人住民税の基礎控除などの見直しをする改正をしております。

現在、国が進めております、働き方改革を後押しする観点から所得税と同様、個人住民税の給与所得控除、また、公的年金等控除の制度の見直し、また、一部を基礎控除に振替える改正をしております。

次に、平成22年から8年ぶりになるのですが、たばこ税の税率が引き上げられることとなります。

このたばこの価格には、国のたばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、また、消費税の4種類の税金が含まれております。

これらを合わせますと、税負担率は約6割にも達する、我が国では最も税負担率が高い商品の1つとなっております。

参考資料、ご説明ですが、A4の参考資料の2ページをお願いします。A4の横長でございます。

たばこ税の引上げの推移ということになってます。

今回の改正では、平成30年10月1日から三段階でたばこ税の税率が引上げられることとなります。

引上げの時期は、消費税が10パーセントに引上げられる、平成31年度は見送りまして、平成30年度と32年度、平成33年度に三段階で、たばこ税の税率が引上げられることとなります。

この平成30年とありますが、平成30年以降は年号は平成ではございませんが、便宜上、平成とご説明をさせていただきます。

今回、たばこ税の税率を国と地方を合わせて、1本あたり1円ずつ三段階で3円が引き上げられることとなります。

1箱20本入りのたばこでは、60円の増税となりまして、代

表的な紙巻たばこ 1 箱 4 4 0 円から 5 0 0 円に引き上げられることとなります。

また、紙巻たばこ、旧三級品、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバットなどの 6 銘柄につきましては、これまで特例税率により、税額が引下げられておりましたが、平成 2 7 年度の税制改正により、特例税率が段階的に廃止をされ、最終的には、一般のたばこ、一級品たばこと同じ税率となります。

また、最近、普及しております加熱式たばこにつきましては、国のたばこ税と同様、課税方式の見直しを行い、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から 5 年間をかけまして、紙巻たばこの税率に近づけるように段階的に移行されることとなります。

今回の税条例の改正条文は、A 4 の縦長の議会関係資料の 1 ページから 1 8 ページとなっております。

また、今回の税条例の改正の新旧対照表でございますが、A 4 の横長でございますが、1 ページから 4 5 ページまでとなっております。

ご説明は、この新旧対照表と参考資料、A 4 の横長でございますが、これによりまして、主な改正内容をご説明をいたします。

新旧対照表の 2 ページをお願いをいたします。

第 2 4 条では、個人の町民税の非課税の範囲についての改正をしております。

第 1 項、第 2 号では、平成 3 3 年度以後の個人住民税について、非課税措置の対象となる障害者や未成年者、寡婦の方の前年の合計所得金額の課税限度額を現行 1 2 5 万円から 1 0 万円引き上げまして、1 3 5 万円とする改正をしております。

この課税限度額の引き上げによりまして、非課税対象の範囲が拡

大されるということになります。

次に第2項では、町民税の均等割のみが課税される方のうち、同一生計配偶者や扶養親族数によって、計算された非課税限度額に10万円を加算した金額を非課税限度額とする改正をしております。

この改正につきましては、平成33年1月1日から施行されることとなります。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

次に、34条の2、所得控除では、所得金額により控除額が少しずつ減額され、最終的には控除額が適用されなくなる改正をしております。

横長の参考資料の1ページをご参照ください。

今回の改正で、所得金額が2500万円を超える方については、控除額の適用がなくなることとなります。

この控除額については、段階的に控除金額が下がってくるようになります。

参考資料の中段でございますが、所得金額が2500万以下である所得割の納税義務者については、43万円、2400万円を超え2450万円以下の方については29万円、2450万円を超え2500万円の方につきましては、控除額が15万円になります。

最終的に、2500万円を超える方は控除額がなくなるという改正をしております。

次に、新旧対照表、飛びますが3ページから4ページにかけてでございます。

34条の6、調整控除でございます。

この調整控除についても、所得金額により控除額が少しずつ減額され、最終的には、所得金額が2500万円を超える所得割の納税義務者については控除額の適用がなくなる改正をしております。

ここでいいます調整控除とは、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については、国税である所得税と地方税である町民税の間には控除額の差が生じております。その差による影響をなくす目的で、平成19年度から始まった制度であり、調整控除といわれております。

所得控除、調整控除の改正につきましては、平成33年度分の町民税から適用されることとなります。

次に飛びますが、新旧対照表の15ページをお願いします。

15ページ、92条では、たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに、加熱式たばこの区分を設ける改正をしております。

今回この製造たばこの区分を、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ、嗅ぎ用製造たばこの3つに区分されさらに、喫煙用の製造たばこを紙巻きたばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこの5つに区分されることとなります。

16ページでございます。

第93条の2では、加熱式たばこを製造たばこと見なす用件について定めております。この加熱式たばことは、たばこの葉に熱を加えてニコチンを発生させる方式で、燃やさないから煙は出ない代わりに、たばこの葉に含ませたグリセリン類によって蒸気を発生させて煙の代わりとなるたばこを加熱式たばこといわれております。

この加熱式たばこを製造たばこと見なして、地方税法の規定を適用することとし、たばこ事業法に規定する製造たばこに含まれるということになります。

次に、16ページから20ページにかけまして、第94条でございます。第94条では、たばこの課税標準についての改正をしております。

たばこの課税標準、つまり、税額を計算するための基礎となるものは、製造たばこの本数で計算されることとなっております。この本数とは、紙巻きたばこの本数のことであり、今まで、これ以外のたばこについては、重量を紙巻たばこ1本として換算し、本数として計算をされておりました。

今回、加熱式たばこの課税標準を重量と価格によって、紙巻たばこの本数への換算方法を見直す改正をしております。

現在、加熱式たばこの重量に基づく換算方式は、重量0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算することとされております。

今回、新たに、小売定価に基づく換算方法を導入いたしまして、紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算するということになっております。

また、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に紙巻たばこに近い税率まで移行されることとなっております。最終年度は、平成34年10月からとなります。

次に、新旧対照表の20ページをお願いします。

参考資料の、またA4ですか、横長の2ページをお願いします。

第95条では、たばこ税の税率を上げる改正をしております。

す。先ほど、ご説明をいたしました、この改正は、平成30年10月1日から実施されることとなり、税率改正の実施につきましては、三段階で上げられることとなります。

第一段階では、平成30年10月1日から1本あたり1円上げられ、消費税が10パーセント上げられる平成31年は据置きまして、第二段階は平成32年12月1日から1本あたり1円、第三段階は、平成33年10月1日から1本あたり1円、上げられることとなります。

この結果、紙巻たばこの税率は1本あたり3円、1箱あたり60円が増税となります。第95条の町たばこ税率だけで見ますと、新旧対照表の20ページをお願いします。第一段階では、千本につき、5262円から5692円に430円上げられ、37ページをお願いします。新旧対照表の37ページでございますが、第二段階では、千本につき5692円から6122円に430円上げられます。

新旧対照表の39ページでございますが、第三段階では、千本につき6122円から6552円に430円上げられまして、三段階で千本につき1290円、町たばこ税だけでは上げられることとなります。1本あたりで計算しますと、町たばこ税だけでは1円29銭、県たばこ税では21銭、国たばこ税で1円50銭、合わせて1本あたり3円が上げられることとなります。

以上が今回の主な改正内容となります。

次に、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

今回の改正は、税条例の改正と同様、地方税法等の一部を改正

する法律等が施行されることに伴いまして、国保税条例の一部改正を平成30年4月1日に専決処分をさせていただいております。

改正条文は、議案関係資料の19ページとなっております。

新旧対照表につきましては、46ページから48ページとなっております。ご説明は、参考資料と新旧対照表によりまして、ご説明をいたします。

今回の改正は、国保税の課税限度額の引上げと国保税の軽減措置の判定基準となる金額の見直しの改正をいたしております。

新旧対照表の46ページから47ページにかけまして、まず、第2条第2項課税額では、基礎課税額を54万円から58万円に4万円引上げる改正をしております。

今回の改正で、国保税の最高限度額が4万円引上げられまして、トータルで89万から93万円となります。この93万が国保税の免税額の最高の額となります。

次に、47ページをお願いします。

次に、第23条でございます。

第23条では、国保税の軽減措置の判定基準となる金額の見直しをしております。この軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割及び平等割を一定の割合、軽減をする制度でございます。

軽減割合が、2割、5割、7割軽減となっておりますが、今回の軽減判定の基準額の見直しは、5割軽減の基準額の算定に用いる額を27万円から27万5千円に見直し、また、2割軽減では、基準額の算定に用いる額を49万円から50万円とする改正をしております。

この改正によりまして、国保税の2割、5割に軽減される対象世帯が拡大され、低所得者数の保険税の負担の軽減が図られるこ

とになります。

最後に、４８ページでございます。

第２４条の２、特例対象被保険者等に係る申告の改正でございます。

特例対象被保険者等が、届出、申告をすれば、国保税が軽減されることとなっております。ここで言います、特例対象被保険者とは、倒産や解雇などで失業された方をいいます。この届出、申告の際には、ハローワークで発行される雇用保険受給者資格証明証の提示が現在必要となっております。

今回の改正で、マイナンバーによる情報連携により把握できる場合は、必ずしも、雇用保険受給者資格証明証を掲示しなくてもよい旨の改正をしております。

この軽減制度は、国保税を計算する際に必要者の前年の給与所得の３０パーセントを所得と見なしまして、国保税を計算することとなっております。

実質７０パーセントが軽減され、倒産や解雇などで失業された方の国保税が軽減措置されることとなります。

以上が国保税条例の改正となります。

よろしくお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

それでは、私から、承認第４号平成２９年度一般会計補正予算専決第３号について、ご説明をいたします。

	<p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億9863万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3882万9千円とするものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私の方からは、承認第5号、専決処分事項平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から承認第6号、専決処分事、項平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、決算額が確定したことにより、不用額の多い項目についての予算減額が主な内容となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>予算書の 8 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第 28 号、東洋町縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明をいたします。</p> <p>東洋町縫製関係等共同作業場は、町民の就労の場を確保するとともに、町民生活の安定に寄与することを目的として、設置された施設でありましたが、施設利用者の減、老朽化が著しく、同施設は休止状態でありましたので、国庫補助金の採択を受けまして、本年 3 月末日をもって取壊しをさせていただいておりますことから、本条例を廃止するものでございます。</p> <p>なお、廃止する条例につきましては、議案関係資料の 20 ページ以降に添付させていただいておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第 29 号、平成 30 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の 1 ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ 9 1 3 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9 億 7 0 2 9 万 5 千円とするものであります。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第30号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正予算は、国庫補助金の大幅な減額により、長寿命化計画の変更をすることに伴って予算を組替えするものです。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>歳入歳出の予算の増減はありません。予算総額を歳入歳出それぞれ1億7492万7千円とするものです。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>ここで15分間の休憩をいたします。</p> <p>再開は2時45分です。</p> <p>(休憩時間：14時28分)</p> <p>休憩前に引き続き開議を開きます。</p> <p>(再開時間：14時45分)</p> <p>日程第12、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p>

<p>町長</p>	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>同意第2号でございます。</p> <p>東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>平成30年6月12日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字野根乙217番地1、氏名は山崎雄史氏でございます。</p> <p>生年月日は、昭和26年10月16日、任期は、平成30年6月24日から平成33年6月23日までとなっております。</p> <p>提案理由でございますが、平成30年6月23日をもって固定資産評価審査委員の山崎委員が任期満了となります。引き続き、山崎委員を選任したいと存じますので、よろしく願いいたします。なお、経歴につきましては別紙のとおりとなっております。参照願います。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p>

これより、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は8名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、平山照生君、並びに2番、高島俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより、投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

1番、平山照生君、並びに2番、高嶋俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成8票、反対0票、以上のおりであります。

よって、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第13、報告第1号、平成29年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第14、報告第2号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第15、報告第3号、権利の放棄についての報告を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

町長

報告事項でございます。

報告第1号、平成29年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

翌年度への繰越額につきましては、3億4106万1920円となっております。

なお、内容につきましては、別紙東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、報告第2号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越額につきましては、1350万円となっております。

なお、内容につきましては、別紙東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、報告第3号でございます。

権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄したので、同条第2項の規定によりご報告をいたします。

1件目でございます。

債権の名称は、水道使用料でございます。

債務者の件数は、50件となっております。

権利放棄する金額でございますが、総額120万815円でございます。

債権の内容につきましては、別添資料のとおりとなっております。

権利放棄の理由でございますが、債権管理条例第12条及び債権管理条例第15条第1項第3号に該当しております。

権利放棄の時期は、平成30年3月31日でございます。

2件目でございますが、債権の名称、住宅新築資金貸付金、住宅改修資金でございます。

債務者の件数は、1件でございます。

権利放棄する金額は、総額66万5057円となっております。

債権の内容につきましては、別添資料のとおりでございます。

権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第2号に該当をいたします。

権利放棄の時期は、平成30年3月31日となっております。

なお、内容につきましては、いずれも別添資料のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

報告が終わりました。

日程第16、議会報告の件を議題とします。

4月23日から24日まで、先進地視察研修として、津野町を訪問し、津野町の地産外商総合商社化の取組と津野町議会と議会運営に関する意見交換会を実施しましたのでその内容について、議長の私から報告させていただきます。

参加者は、私、西岡、福島、田島、今宮、小野、武山、小松、平山の8名の各議会議員、海の駅東洋町担当の町職員1名、それ

と、議会事務局 2 名の合計 11 名で津野町を訪問しました。

研修費用は、1泊2日で10万650円であります。

お手元の報告書 2 ページからご覧ください。

若干、要約して報告させていただきます。

はじめに、津野町地産外商の取組みとして、津野町アンテナショップ満天の星、株式会社満天の星、有限会社ふるさとセンターの視察について報告します。

まず、高知市南川添に出店している津野町アンテナショップ満天の星では、津野町の茶・野菜・雑貨類の販売にあわせて、カフェも経営しております。

なかでも、津野町の一次産品を代表する茶を工場でほうじ茶に加工したものをお茶の特設コーナーを設けて販売しております。

人気商品のロールケーキ、大福、生チョコ、焼き菓子には、すべて、ほうじ茶の粉末が使用されております。

その満天の星を経営する株式会社満天の星では、津野町の一次産品である茶・野菜などを菓子や茶、惣菜へと加工するための拠点として、県内外への販売を手がけており、インターネット販売や御会社への販売をはじめ、アンテナショップ満天の星のほか、ひろめ市場やフジグラン野市店と土佐道路店の店内にスイーツ食堂を開店し、町内では、本社工場内や直販施設で販売しております。

本社のある工場は、町の指定管理を受け、惣菜加工や菓子加工を製造しておりますが、フードプロデューサーを招いて、加工品メニューの研究に取り組まれたと聞いております。

続いて、有限会社ふるさとセンターは、本社を町内の直販施設風車の駅に置き、道の駅布施ヶ坂や高知市内の風車のまちの台所

瀬戸店、十津店、アンテナショップ満天の星の5店舗で、直販所、食堂、売店などを経営しております。

つね

出品登録者約700人は、ほとんど津野町の出品者で、常に400人程度が地場産品を出品しているとのことでもあります。

同センターでは、集出荷システムを導入しており、町内26箇所の集荷所をトラックでまわり、町内3店舗、高知市内3店舗の直販所まで搬送し販売しております。

出品者の手数料は売上の20パーセントとしておりますが、この集出荷システムを導入したことで、出品者も増加し、売上也30%増加することへとつながったと聞いております。

ただ、集出荷にかかるトラック搬送経費がかさみ、現状の手数料20パーセント^{てき}での経営は非常に厳しく、25パーセント程度が経営に適した手数料であります。出品者には、これ以上の負担は求めないとしており、手数料の増額には、慎重な姿勢であると聞いております。

次に、津野町まるごと総合商社化への取組みについて、報告します。

津野町の地産地消・外商戦略では、町内3つの直販所が連携することで、経営面のスリム化を図り、加工施設の整備、高知市内での販路拡大を図ってきた。

しかし、少子高齢化による農業生産量の低下、耕作放棄地の拡大、流通コストの高騰による供給能力の低下、また、観光産業につながっていないなどの課題があるため、生産・流通・加工・販売・観光の協力・連携による新たな地産外商を産業振興とすることが津野町総合商社化の取組みであります。

これは、津野町の地方創生事業であり、今後、運営主体となる

組織の設立、総合商社の設立、農業経営の強化について取組んでいくとしております。

せいやく

次に、議会運営に関する意見交換会ですが、時間的な制約もあり、十分な意見交換はできませんでしたが、議員の兼業禁止については、津野町では、政治倫理条例において、町の出資団体への役員に就くことは禁止している、議員報酬の改正については、議会運営委員会で審議中であるなどの意見がありました。

結びに、津野町では、町内の民間業者が3つの直販所で、地場産品を町内で販売する地産地消戦略から始まり、その3直販所が連携し、経営面のスリム化を図ったうえで、加工品開発へと新たな取組みとして加工施設を整備し、地場産品・加工品を町外で販売する地産外商戦略として、アンテナショップ満天の星を拠点とした高知市内での販路拡大につなげております。

一方、海の駅東洋町は、町直営の地域密着型の直販所であり、地場産品の売上を雇用につなげ、また、町内商店との共存を目指す位置付けと認識しております。

地域密着型としながらも、出品者の割合は、町内3割に対し、町外は7割と聞いており、町内の出品者を募るための努力は必要で、その一つの方法として、集出荷システム導入の支援策体制の拡充は考えられます。

しかし、津野町の集出荷システムでは、町内26箇所の集出荷所をまわり、町内直販所、高知市内までの往復を輸送するランニングコストは、出品者からの2割の手数料と町からの支援では賄えない状況に陥っていることが現状であることを参考に、輸送ランニングコストや出品者手数料、収集箇所の配置も含めて、町内出品者の増加対策を検討して欲しい。

海の駅東洋町の売上は、一定の限界にきているのが現状であり、株式会社満天の星を参考に、町独自の加工品開発にも取り組むことも理想であります。まずは、町内で安定した地場製品の供給システムを構築することを優先に取り組むことを求めたい。

その先に、地産外商へとつながる取り組みへの転換も視野に入れる必要もありますが、アンテナショップ満天の星への初期投資は約4億5200万円であります。

しかし、全国の道の駅では、地場産品や加工品のインターネット販売で売上を伸ばしている事例もあり、町内商店との共存を目指しながらも、新たな地産外商戦略イコール地域の雇用創出へと取り組める安定した経営体制への転換も視野に入れた取り組みを求めて、津野町視察研修の報告とさせていただきます。

3番、小松熙君、何か。

3番議員

(小松 熙議員)

動議を提出します。

議長

(西岡 尚宏議長)

何の動議ですか。

3番議員

(小松 熙議員)

田島議員の懲罰動議を提出します。

議長

(西岡 尚宏議長)

小休いたします。

(休憩時間：15時07分)

再開します。

(再開時間：15時08分)

ただいま3番、小松熙君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により、所定の賛成者がおりますので成立しています。

ここで休憩に入ります。そのままお待ちください。

(休憩時間：15時09分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時14分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを、日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることについて、採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに、議題とすることに、賛成の方の挙手を願います。

挙手多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに、議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、3時30分です。

(休憩時間：15時15分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時30分)

これより、追加日程第2、発議第6号東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを議題とします。

まず、7番、田島毅三夫君。

弁明の機会を与えますが、いかがいたしますか。

(議席より、やらせてもらいますと発言あり)

わかりました。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議会控え室で待機してください。

(田島 毅三夫議員退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

高畠議会運営委員会委員長。

議会運営委員長

(高畠 俊彦議会運営委員長)

それでは、先ほどの、小松議員提出の懲罰動議について、議会運営委員会の報告を行います。

さきほど、この動議について、検討した結果、田島議員から弁明の申し出がありましたので、その機会を与えるが提出理由に対する弁明のみとする。

次に、提出者に対する質疑を行う。

<p>議長</p>	<p>以上のように、決定いたしました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与えるが提出内容に対する弁明とする、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>3番、小松熙君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110第1項の規定により動議を提出する。</p> <p>提出日は、平成30年6月12であります。</p> <p>提出者は私、東洋町議会議員、小松熙、賛成者は、高畠俊彦、福島登、武山裕一、今宮裕明、平山照生、小野正路の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明します。</p> <p>田島毅三夫議員は、本日の会議において、地方自治法第129条、議場の秩序維持、同法第131条、議長の注意喚起、会議規則第54条、発言内容の制限、第1項の規定に反する行為を繰り返し、議長の制止に対しても無礼な言葉を繰り返し、これに従わ</p>

	<p>ず地方自治法第132条、品位の保持、会議規則第104条、議事妨害の禁止、同規則第102条、品位の尊重に抵触する行為を繰り返した。</p> <p>およそ、議会議員は、その範を社会に示し、議場においても、法令、規則を遵守しなくてはならないことは当然である。</p> <p>しかし、先に述べたように、田島毅三夫議員の本日の言動は、議長の制止を振り切って持論を推し進めようとするなど、議会の規律を守らない姿勢は、議会を軽視するもので、目に余るものがある。</p> <p>よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出する。</p> <p>以上、決議します。</p> <p>(西岡 尚宏議長) 小松議員。</p> <p>(小松 熙議員) はい。</p> <p>(西岡 尚宏議長) この、上から4行目の制止に対しての制止の制が間違っておりますので、訂正をしておきます。</p> <p>(小松 熙議員) はい。</p>
--	---

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島 毅三夫議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可しますが、提出理由に対する弁明のみとします。</p> <p>ただし、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますのでご留意ください。</p> <p>7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうことで、今、懲罰動議にかけられております。</p> <p>しかし、はっきり言いまして、説明理由は、今、始めて聞きました。そして、今聞いて、ほんの数分間に、それに対しての弁明をしなくてはなりません、この準備がまったく整ってありません。</p> <p>そういう状況の中での弁明を求められて、今、非常に、困惑しております。できる限りの範囲では説明しますけれども、そういうことはやはり、半時間なり1時間なり自分なりの意見をまとめるだけの時間が欲しいと申し上げておきます。</p> <p>もう、この</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>動議というのは、いつ出るかわかりませんので、そういうことを言われても、それは困ります。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この提出理由の中にありますね、無礼な言葉を発したと。どのような言葉を発したんですか、私が。具体的に、説明していただかんとわかりません。</p> <p>それから、議事妨害とは、どういうことを議事妨害しましたか。私は、自分がここに立って、弁明してるんですよ。議事妨害したのは、あなたたちじゃないんですか。議席から大きな声で中止したり、声をあげたり。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>それは、弁明ではないでしょう。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんで、どうしてですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたの主張を言うだけで、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>主張が弁明なんでしょう。ちゃいますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>品位の保持、そして、自分の言うことに従わない、あなたは反論ばかりする、そういうことを言っているんじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明は、反論じゃないんですか。ちゃいますか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明と反論は違うでしょ。</p>
7 番議員	<p>(田島毅三夫議員)</p> <p>自分の正当性を訴えて、自分に与えられたこの被害といいますか、不利益をですね、なんとかして、どうやってそれを自分が、正しいということを証明するか。それが、この弁明なんでしょう。</p>

それをするのを、あなたたちが、何遍も言うように、妨害とい
いますか、中止ということをしたら、こちらは弁明ができない
じゃありませんか。

こんなことではね、正当な開かれた議会じゃない。これをまず
言っておきます。

それからですね、議場での弁明に妨害という言葉を使ったとい
うて、これは、ひとつの無礼な言葉ということにしているんだと
思いますけれども、なんですか、私は、弁明権をいただいてここ
で弁明しているのに、それを途中からそういう、止め、やめろ、
してはいけないというようなことであれば、妨害という言葉を使
われても、これは問題ないと思いますよ。

それから、

議長

(西岡 尚宏議長)

田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

発言に注意してください。

あなたは、弁明といっても、結局、さっきのいうことを同じこ
とを繰り返すだけで、私は、もう今まで何回も注意しております
ので。

もう一回、注意をしておきます。

7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もういっ、ちょっと議長、休憩取ってください。それなら。</p> <p>これは、その弁明というものの定義をもう一遍、一から話し合いませんか。議長、そうでなかったら、弁明ができませんが、これは。ね、私の弁明とあなたの言ってる弁明は、意味が、趣旨が違う、意味が違う。私は、弁明というのはいく、自分が</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ以上言うと、発言禁止にしますよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これが、妨害やというんですよ。ねえ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

議長

本日の会議中、あなたには、何度も注意しましたが、議長の命令に従わないので、地方自治法第129条第1項の規定によって、本日の会議が終わるまで発言を禁止します。

(議席より、退場ですかと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島 毅三夫議員退場)

これより、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6名の委員で構成する懲罰特別委員

会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、1番、平山照生君、2番、高島俊彦君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長の互選をすることになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、議長に提出してください。

ここで、お諮りします。

ただいま、設置されました東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会は、本日の定例会終了後に審査に付すことにし、6月15日金曜日の平成30年第2回定例会2日目に審査結果の報告を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島 毅三夫議員入場)

7番、田島毅三夫君に報告します。

さきほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会が設置され、本日の定例会終了後に審査することになり、6月15日金曜日の平成30年第2回定例会2日目に審査結果の報告を求めることとなりましたので、お伝えしておきます。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から14日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、15日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

どうもお疲れさまでございました。

次の議会放送は15日、金曜日、午前9時から開始します。

これにて議会放送を終了いたします。

	(散会時間：15時46分)
--	---------------